

応神天皇 恵我藻伏岡陵の前方部埋葬施設について

土屋隆史・田中詢弥・足達悠紀

はじめに

応神天皇 恵我藻伏岡陵（以下、「当陵」と呼ぶ）は、大阪府羽曳野市誉田六丁目に所在する。当陵の遺跡名称は、誉田御廟山古墳である。今回、当陵にかんする未整理の文書を確認した。この文書には当陵の前方部墳頂埋葬施設についての情報が記されており、学術的に重要な内容が含まれているため、詳細に紹介することとした。またこの紹介にともない、当陵の前方部墳頂のどの位置で埋葬施設が検出されたのかを把握するため、測量を実施した。さらに、この文書には当時出土した埴輪の図面や写真が貼り付けられており、この埴輪を探索したところ発見することができた。これらの成果についても、あわせて報告することとする。

なお、測量調査は陵墓調査室の土屋隆史、田中詢弥、足達悠紀が実施し、古市陵墓監区事務所の荒木崇行がこれを補助した。本稿の執筆、図面のトレース・写真の加工等は土屋が担当した。また、國學院大学客員教授の福尾正彦氏と愛知学院大学教授の加藤一郎氏に執筆を依頼し、附編としてそれぞれ山口隆一についての原稿と埴輪の位置づけについての原稿を掲載した。（土屋隆史）

1. 関連文書の検討

ここでは、当陵の前方部墳頂から埋葬施設が露出した経緯がわかる関連文書の情報を整理する。

（1）「**第一九号 応神天皇恵我藻伏岡陵御山内前方部植栽工事施工ニ関スル件（三月）**」『**工事録 昭和十一年 一 諸陵寮**』（宮内公文書館所蔵、識別番号：8737-1）（宮内省両面7号罫紙）

この公文書には、昭和10年10月8日に当陵の前方部墳頂で埋葬施設が露出した際の経緯が記載されている。以下、簿冊に綴じてある書類を時系列順に並び変えて、詳細を示す（アルファベットは簿冊に綴じてあった順を示す。なお執筆にあたり、筆者が追加した情報については〔〕で表記する）。

①翻刻

C. 昭和10年10月10日付内匠寮囑託赤澤隼男から陵墓監寺本英二郎宛報告（文書Dの別紙）

昭和拾年拾月拾日

復旧植栽事業出張員

内匠寮囑託 赤澤 隼男（印）

陵墓監 寺本 英二郎 殿

報告

一、去ル拾月八日復旧植栽事業 松樹植付ノタメ御山内ニ於テ穴掘り作業中前方部頂上ニ於テ左記ノ通り石材ニ遭遇致シ候ニ付キ作業ヲ直チニ中止シ周囲ニ縄張りヲ致シ置キ候ニ付此段及報告候

記

一、頂上部（別紙図面参照）地下壹尺ノ處ニ於テ石蓋ラシキモノ、一隅ニ遭遇シ石厚約壹尺位ナルモ大サ不明ナリ

一、覆土中ニ於テ埴輪破片拾数箇ヲ発見ス

一、埴輪ハ屋根形ノモノ一個

周壁ラシキモノ数個

大瓶ノ如キモノ数個（数個ヲツギ合セテ） 以上

恵我藻伏岡陵前方部頂上位置図 縮尺千分之一〔図版1-1。縮尺任意に変更。〕

〔図版1-1：凡例 × 石材堀当テタル位置〕

D. 昭和10年10月23日付古市部陵墓監寺本英二郎から庶務課長伊藤武雄宛報告

(古市部 年 月 日 二八二号) (陵受 第 43 □□号 10.10. □□ 諸陵寮) [□は製本により判読不能]
(割印) 諸陵頭 渡部 (印) 庶務課長 伊藤 (印) 諸陵寮考証官 和田 (印) 管理掛 杉岡 (印)
昭和十年十月二十三日

古市部 陵墓監 寺本英二郎 (陵墓監之印)

庶務課長 伊藤武雄 殿

報告

惠我藻伏岡陵御山内ニ於テ復旧植栽事業従事中ノ内匠寮嘱託赤沢隼男氏ヨリ別紙ノ通報告書提出ニ付現場視察候處大略左記調書ノ通ニ有之不取敢報告候也

追テ現場ハ直ニ復旧ノ上附近植樹ハ中止仕り候ニ付為念申添候

報告

一、場所 惠我藻伏岡陵御山内

一、発見ノ日時 昭和十年十月八日午後

一、発見者 内匠寮 赤沢嘱託及使用人夫

一、発見物件 石材 (蓋石ト認メラルルモノ)

埴輪破片十数個

一、現場ノ状況 現場ハ前方部ノ最高所ニテ約三十坪ノ平地ノ中央ニ在リ当時松樹 (約四米ノモノ) 植付ノタメ附近一帯ニ渡リ作業中ニテ同所ニ於テモ植樹ノタメ径約二尺ノ穴ヲ掘鑿中側面ニ石材角ヲ露出シタルモノナリ。石材ハ方形ニシテ厚約壹尺位巾及長ハ不明ナルモ水平ニ据ヘラレタル蓋石ノ如ク考ヘラレ相当巨大ナルモノト推察セラル

被覆土中 (主トシテ石材上部) ニ於テ埴輪破片十数個ヲ発見セリ 其ノ形状左ノ如シ

屋根形ノ隅ノ如キモノ

側壁如キモノ

数個ヲ接續シテ瓶ノ一部ノ如キ形状ヲ有スルモノ

一、図面同陵附近一般図 (位置記入) 一 [図版 1 - 5]、

発掘ヶ所 略図 一 [図版 1 - 2]、

発掘ノ埴輪破片略図 六 [図版 1 - 3, 4, 6、図版 2 - 1 ~ 3]、

以上

[図版 1 - 2]: 惠我藻伏岡陵発掘ヶ所略図 約二十分ノ一

石材 不明 不明 2.0 尺 [鉛筆の書き込み 文様アルモノ]、2.0 尺 1.0 1.0 石材
[鉛筆の書き込み 玉石、ワリグリ切 一、(前方部斜面ヨリモ同種ノモノガ出ル)]

[図版 1 - 3]: [鉛筆の書き込み C]、平面 1/2 断面、側壁ノ如キモノ 平面 1/2 断面 1/2

[図版 1 - 4]: [鉛筆の書き込み D]、屋根形約 1/2 式個 側面図 平面図

[図版 1 - 5]: 凡例、× 石材掘当テタル位置、赤丸 陵墓地、青丸 民有古墳

[図版 1 - 6]: [鉛筆の書き込み B] 瓶形ノ破片八個組合セタモノ 1/2

[図版 2 - 1]: [鉛筆の書き込み A] (ハ) (破片実物大) 突出部、(同上平面)、(ニ) (破片実物大)、(同上平面)

[図版 2 - 2]: (イ) 破片 (継面実物大)、(同上平面)、(ロ) 破片 (継面実物大)、(同上平面) 稍太キ溝

[図版 2 - 3]: (ホ) 破片実物大、同上平面、(ヘ) 破片実物大、(同上平面)

E. 昭和 10 年 11 月 9 日付 庶務課長から寺本陵墓監宛 通牒

立案 昭和十年十月廿九日 決裁 昭和十年十一月九日 (陵發第 801 號 10.11-9 諸陵寮)

諸陵頭 渡部 (印) 庶務課長 伊藤 (印) 考証官 和田 (印) 管理掛 杉岡 (印) 惠 (印) 考証課 山崎 (印) 小川 (印) 長崎 (印)

按

昭和 年 月 日

庶務課長

(割印) 寺本陵墓監

通牒

十月二十三日附古市部發二八二号ヲ以テ報告ニ係ル惠我藻伏岡陵御山内前方部ニ於ケル今回發見セル地域保護ノタメ左記ノ如ク施行ノ見込ニ有之候處貴官ノ意見承知致度

記

別紙圖面ノ如ク前方部頂上平坦部全体ヲ竹波垣ニテ取囲ミ其ノ外側ニ青木ノ実生或ハ苗木ヲ植栽ス〔図版2-4、5〕：朱線ハ竹波垣取設位置、竹波垣図

B. 昭和10年11月19日付古市部陵墓監寺本英二郎から庶務課長伊藤武雄宛回答

(古市部 年 月 日 三二八号)(陵受 第4677号 10.11.21 諸陵寮 伊藤印)(昭和十年十二月十一日決裁)

(割印) 諸陵頭 渡部 (印) 庶務課長 伊藤 (印) 諸陵寮考証官 和田 (印) 考証課 山崎 (印) 山口 (印) 小川 (印) 管理掛 杉岡 (印) 惠 (印)
昭和十年十一月十九日 古市部 陵墓監 寺本英二郎 陵墓監之印
庶務課長 伊藤武雄 殿

回答

本月九日附陵發第八〇一號ヲ以テ惠我藻伏岡陵前方部頂上平坦部ニ竹波垣並青木植栽ノ儀ニ付御照會ノ趣了承右ニ付テハ当方ニ於テ別ニ異見無之候 付箋 本件ハ昨年度工事費ヲ以テ施工ノ事ニ預度候

A. 昭和11年3月24日付庶務課長から古市部寺本陵墓監宛通牒

(陵發第230号 11.3.24 諸陵寮)(永久保存)

立案 昭和十一年三月廿日 決裁 昭和十一年三月廿四日

諸陵頭 渡部 (印) 庶務課長 伊藤 (印) 諸陵寮考証官 和田 (印) 管理掛 杉岡 (印) 惠 (印) 考証課 山崎 (印) 小川 (印) 長崎 (印) 山口 (印)

按

昭和 年 月 日

庶務課長

(割印) 古市部 寺本陵墓監

通牒

客年十一月九日附陵發第八〇一號ヲ以テ通牒致候惠我藻伏岡陵御山内前方部植栽ノ件貴官配付參百円未滿小工事予備費ヲ以テ可然施工相成度

②公文書の要点

Cの文書からは、昭和10年10月8日に、内匠寮囑託の赤澤隼男が、昭和9年の室戸台風による倒木をきっかけとした復旧植栽事業の松樹植付のために当陵の前方部墳頂で穴掘り作業をしていたところ、「石蓋ラシキモノ」が検出されたこと、石蓋は厚さ約30.3cmであり大きさは不明であること、覆土中から埴輪破片十数個を発見し、家形埴輪の屋根部・壁部、蓋形埴輪が含まれていたことがわかる。

またDの文書ではより詳しい状況が記載されており、検出された石材が方形で厚さ約30.3cmであり、水平に据えられた巨大な蓋石と考えられることがわかる。また、発掘された箇所略図〔図版1-2〕や、主として石材上部の被覆土中から出土した埴輪の実測図〔図版1-3, 4, 6、図版2-1~3〕が作成された。石材の上側には割栗石も検出されたようである。その後、諸陵寮から古市陵墓監区事務所に対して、前方部墳頂上の平坦部に竹波垣ならびに青木の实生を植栽するよう指示が出されたようである。これはおそらく埋葬施設を囲った「御所在」を意識して設置されたものであろう。(土屋)

(2) 事務囑託 山口隆一「惠我藻伏岡陵前方部頂上発見石材調査報告」『令和4年度陵墓調査(陵墓関連資料(文献・出土品))』(宮内省両面7号罫紙)(陵墓課所蔵)

この文書は長らく古市陵墓監区事務所で保管されていた文書である。現在は書陵部陵墓課の行政文書とし

て保管している。翻刻にあたり文頭は一字アケとした。原文には訂正箇所を見せ消しにした箇所があり、そのままとした。筆者が情報を追加した箇所は〔 〕で表記し、図版のキャプションは筆者が任意に付けた。

①翻刻

諸陵頭 渡部（印） 考證課長 伊藤（印） 考證官 和田（印） 管理掛 杉岡（印） 考證課 和田（印）
長崎（印） 小川（印）

惠我藻伏岡陵前方部頂上發見石材調査報告

昭和十年十月二十三日附古市發第二八二號ヲ以テ寺本陵墓監ヨリ惠我藻伏岡陵ニ於テ昭和九年度風水害復舊工事ノ植樹作業中 十月八日 前方部中央位ニ於テ樹木植付ノタメ直径約二尺、深サ約一尺ノ穴ヲ掘リタルニ厚サ約一尺ノ巨大ナリト覺シキ石材ノ一端ニ掘リ當リ、同時ニ埴輪破片十數個ヲ得タルヲ以テ直チニ此ノ地点ノ植樹作業ヲ中止シ、穴ハ再ビ土砂ヲ以テ埋メ置キタル旨ノ報告ニ接セリ。依ツテ實地ニツキテ調査セヨトノ命ヲ受ケ十月二十六日夜東京發現地ニ赴ケリ。二十七日午前七時半大阪着、古市勤番所ニ至リタルモ、午前中ハ風雨ノタメ調査シ得ズ、午後一時頃ヨリ風雨止ミタルヲ以テ御山内發見地点ニ至リ、寺本陵墓監、杉田守長、三浦守部、赤澤内匠寮出張所囑託等立合ノモトニ調査セリ。

（地形図、寫眞第一〔図版4-1〕参照）石材發見ノ個處ハ惠我藻伏岡陵前方部頂上、略中央部ニ位シ約三十坪ノ範圍ハ平坦ニシテ雜草小笹等繁茂ス。杉田守長ノ談ニ、此ノ地点ハ従前屢々植樹セシモ皆枯死シテ現在ノ状態ヲ呈スルニ至リシモノ也ト。石材發見當時ノ状態ニツキ植樹作業ノ擔當者タル内匠寮京都出張所囑託赤澤隼男氏及ビ發見者タル人夫某ニ質問セシニ、赤澤囑託ハ石材發見ノ際ハ現場ニ居合サザリシ由ニテ、従ツテ石材並ニ埴輪破片ノ出土状態ニ就キテハ主トシテ其ノ人夫ニ尋ネタリ。發見當日トハ既ニ相當時日經過セルヲ以テ其ノ記憶ハ明確ヲ缺クト雖モ發見ノ埴輪破片ハイヅレモ地表面下約一尺ノ厚サヲ有スル黒土層中ニ所在シ、其ノ内、絹笠様ノモノノ破片（寫眞第三〔図版5-2〕参照）、屋根ノ一角（寫眞第四〔図版5-4〕参照）、ヘラ書キ網代模様ヲ有スル破片（家屋ノ周壁カ）（寫眞第五〔図版5-5〕参照）等ハ黒土層中、發見石材ノ眞上ノ位置ニ在リタリト言フ。以上ノ他ノ埴輪破片（寫眞第七〔図版6-2、3〕参照）ノ所在位置ハ明確ナラズ。唯、石材發見ノ報ニ接シ現場ニ至リタル際、赤澤囑託ガ發見セル一埴輪破片（寫眞第六〔図版6-1〕参照）（平坦ナル表面ニヘラ書キ直線文様ヲ有シ、其ノ一部ニ突起一個アルモノ）ノ位置ハ發見個處ニ於ケル石材ノ西端ヨリ約一尺西方、地表面下五、六寸ノ黒土層中ニ在リシモノナリト言フ。

出張ニ當リ、調査ニ際シテハ先キニ植樹ノタメ掘リタル穴ヲ餘リ擴大セザル範圍ニ土砂ヲ除去シ、以テ石材ノ位置及ビ其ノ何タルカヲ見届クルヨウ伊藤考證課長並ビニ和田考證官ヨリ注意有リタルヲ以テ其ノ点ニ就キテハ充分ノ注意ヲ拂ヘリ。

（寫眞第一、第二〔図版4-1、2、図版5-1〕参照）先キニ石材ヲ發見セル位置ニ即キテ其ノ發見者タル人夫ヲシテ土砂ヲ除去セシメタルニ、直チニ石材ノ一稜ヲ得タリ、其ノ位置ヲ正確ニ帝室林野局作製ニ係ル惠我藻伏岡陵地形図上ニ求メムカタメ（地形図及第一図〔図版3-1〕参照）、同地形図上ニ記載セラレタル前方部五八・一メートル〔原文ママ。メートルか〕圏内西北隅所在潤葉樹（楠）ヲ第一基点ト為シ、之ヨリ磁石ノ北西一東南線ニ平行ナル一線ト石材ノ稜角線トノ接セル点ヲ第二基点トセリ。第一、第二兩基点間ノ距離ハ二〇尺ナリ。石材ノ何タルカヲ知ランガ為メ、己ムヲ得ズ土砂ヲ除去セル範圍ハ、此ノ第二基点ヨリ南約三尺（第二図〔図版3-3〕参照）、東約四尺、西約一尺、深サ約三尺ナリ、石材上表面ノ位置ハ地表面下九寸乃至一尺ニ在リ。地表面下九寸乃至一尺三寸ノ範圍ハ層土層ニシテ、ソレヨリ下ハ黄色ノ砂土ナリ。之ハ山陵營築當時ノ盛土ト覺シク、當陵附近ノ田畑、道路等ニ見ルモノト全ク同一質ナリ。調査ノ為メ土砂ヲ除去シタル個處ノ断面ヲ見ルニ、黒土層ト黄色土砂層トノ接スル辺ニ直径約二寸乃至三寸位ノ小玉石ヲ敷キタル痕跡ヲ認ム。但シ此ノ小玉石ヲ敷ケル範圍ハ此ノ個處ニ限ルモノナルヤ又ハ廣範圍ニ互ルモノナルヤ判ジ難シ。黒土層中ニハ埴輪破片混在スルモ、黄色土砂中ニハ此ノ處ニ於テハ遺物ノ存在ヲ認め得ズ。

發見石材ガ水成岩タル事ハ明瞭ナレドモ正確ナル名称ハ目下調査中ナリ。石質ハ軟質ニシテ容易ニ劈開ス。土砂ヲ除去セシ部分ニ於ケル石材ノ上表面ハ略平坦ニシテ東方ニ向ヒテ傾斜角ヤヤ上昇ス。土砂ヲ除去セル結果露出セル部分ハ石材ノ西端ノ一部ニシテ、其ノ小口ハ厚サ約一尺、多少内下方ニ向ヒテ傾斜セリ。

石材上表面西端ノ稜線ハ正シク南北ニ向ヘリ。

石材ノ西端ニ添ヒ垂直ニ掘リ下ゲタルニ、此ノ巨大ナリト覺シキ石材ノ下ニ小口約二寸乃至三寸ノ同質石材ノ板石ヲ積ミ重ネアルヲ發見セリ。地表面下約三尺ニ於テ積ミ石ト認メラルル水平位ニ置キタル板石ニ掘リ當リタルヲ以テ土砂ノ除去ハコレニテ中止セリ。

(第三図〔図版3-2〕参照) 巨大ナリト覺シク最上位ニ所在スル石材ノ土中ニ占位スル範圍ヲ「ボーリング」ニ依リ探索セシニ、第二基点ヨリ北ハ約一尺、南ハ約一二尺、東ハ約一五尺、即チ南北二三尺、東西一五尺ニ互リテ所在スルコトヲ知りタリ。但シ此ノ石材ガ一個ナルヤ又ハ多數ナルヤハ土砂ヲ除去セザリシヲ以テ知スコト能ハザリキ。

如上ノ調査ノ結果、今回發見ノ石材ハ石槨ノ一部、詳言セバ石槨天井石及ビ石槨周圍ノ積ミ石ノ一部ナリト推測シテ大過無キヲ知レリ。カクテ石材ノ位置及ビ其ノ何タルカノ大體ヲ知り得タルヲ以テ之以上ノ調査ヲ中止シ、土砂ヲ除去セル部分ヲモトドホリニ埋没シ 此ノ日ノ調査ヲ終リタリ。

翌二十八日午前中 出土遺物(埴輪破片)ノ調査ヲ為シ、午後大阪發歸京セリ。

昭和十年十一月十一日

諸陵寮事務囑託 山口 隆一

附記

今回 惠我藻伏岡陵 前方部頂上ニ於テ發見セラレタル埴輪破片ヲ見ルニ二種ニ大別シ得ルモノノ如シ。絹笠ノ破片ト覺シキモノ(寫眞第三〔図版5-2〕参照) 屋根ノ一角(寫眞第四〔図版5-4〕参照)ヘラ書キニテ網代文様ヲ現セルモノ(寫眞第五〔図版5-5〕参照)等ハ其ノ断面ノ厚サ約七分乃至一寸アリ、表面ハ平坦ニシテ淡黄色ヲ帯ビ製作手法優秀ナリ。他ノ一種ハヘラ書キ直線文様ヲ有スル破片(寫眞第六〔図版6-1〕参照)及ビ出土位置不明確ナル諸破片ノ類ニテ、前種ニ比シテ製作法素粗雜ニシテ赤褐色ヲ帯ビ、断面ノ厚サ約五分乃至七分アリ。(寫眞第八〔図版6-4、5〕ニ示セル埴輪破片ハ後円部御所在西北方ノ一潤葉樹根本ニテ發見ノモノ也)〔以下、挿図・写真〕

第一図〔図版3-1〕、第二図〔図版3-3〕、第三図〔図版3-2〕、寫眞第一 石材發見現場(板石ヲ置キタル処ガ發掘位置)・土砂除去前ノ撮影〔図版4-1、図版6-6〕、寫眞第二 石材所在状態(西ヨリ東ニ向ヒテ撮影)〔図版4-2〕、石材所在状態(南ヨリ北ニ向ヒテ撮影)〔図版5-1〕、寫眞第三 埴輪破片〔図版5-2〕、埴輪破片 付箋 嘗テ惠我藻伏岡陵ニテ發見セラレタル埴輪(絹笠)寫眞参照〔図版5-3〕、寫眞第四 埴輪破片〔図版5-4〕、寫眞第五 埴輪破片〔図版5-5〕、寫眞第六 埴輪破片〔図版6-1〕、寫眞第七 出土位置不明確ナル埴輪破片〔図版6-3〕、出土位置不明確ナル埴輪破片〔図版6-2〕、寫眞第八後円部發見埴輪破片〔図版6-4〕、後円部發見埴輪破片〔図版6-5〕

②報告の要約

上記(1)C、Dの報告書を受けて、諸陵寮から派遣された諸陵寮事務囑託の山口隆一が当陵前方部墳頂において現地の状況を調査した際の報告書である。以下、報告を要約しながら現代語訳を掲載する。

10月27日午後1時頃から調査が開始された。石材發見当時、赤澤隼男囑託は現場に居合わせなかったため、第一發見者である人夫への聞き取りがおこなわれた。それによると、埴輪破片は地表面下約30.3cmのところの黒土層中にあり、その内、写真第三〔図版5-2〕の蓋形埴輪、写真第四〔図版5-4〕の家形埴輪(屋根)、写真第五〔図版5-5〕の家形埴輪(壁)等は黒土層中の石材真上の位置にあったされる。その他の写真第七〔図版6-2、3〕にみられる埴輪片は出土位置が明確ではないという。また赤澤囑託が發見した写真第六〔図版6-1〕の埴輪は石材の西端から約30.3cm西方、地表面下15.15~18.18cmの黒土層中にあるとされる。

さらに山口は、以前に植樹のために掘られた穴をあまり拡大しない範囲で土砂を除去し、石材の位置とその特徴を確認するよう伊藤武雄考證課長と和田軍一考證官から指示されており、その点に注意して調査を実施した。調査は、人夫に石材發見箇所の土砂を除去させながら進めたところ、石材の一部が確認された。その位置を正確に把握するため、陵墓地形図の前方部の標高58.1m地点で西北隅に描かれた広葉樹の楠を第一

基点とし、ここから東南方向に伸ばした線と石材の稜角線の接点を第二基点として測量がおこなわれた。第一、二基点間の距離は約 606 cmであった。石材の特徴を知るため、やむを得ず土砂が除去された。その範囲は第二基点から南に約 90.9 cm、東に約 121.2 cm、西に約 30.3 cm、深さ約 90.9 cmであった。石材の上表面は、地表面下約 27.2 cmないし約 30.3 cmから検出された。地表面下約 27.27 cmないし 39.39 cmの範囲では黒土層（黒土層か）であり、それより下は黄色の砂土であった。これは墳丘盛土であると考えられ、当陵附近の田畑、道路等にみられるものと同一質であった。調査のために土砂を除去した箇所断面をみると、黒土層と黄色土砂層が接する辺りに直径約 6.06 cmないし 9.09 cmくらいの小さい玉石が敷かれた痕跡が確認された。ただしこの小さい玉石が敷かれた範囲はこの箇所だけにみられるものなのか、または広範囲にわたるものなのかは判断が難しい。黒土層中には埴輪片が混在するが、黄色土砂中には遺物は確認されなかった。

発見された石材が水成岩であることは明瞭であるが、正確な名称は調査中である。石質は軟質で加工は容易である。土砂を除去した部分の石材の上表面は平らであり東側がやや高くなっている。土砂を除去した結果、露出した部分は石材の西端の一部であり、その小口は厚さ約 30.3 cm、多少内下方に傾斜する。石材上表面西端の稜線は正確に南北を向いている。

その後、石材の西端に沿って垂直に掘り下げると、巨大と考えられる石材の下に小口約 6.06 cmないし 9.09 cmの同質石材の板石が積み重ねられている様子を確認した。地表面下約 90.9 cmの箇所で、積石と考えられる水平に置かれた板石が検出された時点で土砂の除去は中止された。

また、巨大と考えられる最も上側にある石材の範囲を「ボーリング」〔筆者註：試錘か〕によって探索したところ、第二基点から北は約 333.3 cm、南は約 363.6 cm、東は約 454.5 cm、すなわち南北約 696.9 cm、東西約 454.5 cmにわたって存在することが確認された。ただしこの石材が一個であるのかまたは多数であるのかは、土砂を除去できないので、知ることができない。

これらの調査の結果、今回発見された石材は石槨の一部であり、特に石槨天井石および石槨周囲の積石の一部であると推測された。このようにして石材の一部とその特徴の概要が把握できたため、これ以上の調査を中止し、土砂を除去した部分を埋め戻して、この日の調査を終えた。

翌日の 10 月 28 日午前中に出土遺物（埴輪片）を調査して、午後に帰京した。

附記 当陵前方部墳頂上から出土した埴輪破片をみると二種に大別される。蓋形埴輪の破片と考えられるもの〔図版 5 - 2〕、家形埴輪（屋根）〔図版 5 - 4〕、家形埴輪（壁）〔図版 5 - 5〕等は断面の厚さが約 2.1 cmないし 3.03 cmであり、表面は平坦で淡黄色を帯びていて製作手法が優秀である。他の一種は家形埴輪〔図版 6 - 1〕および出土位置が不明確な破片〔図版 6 - 2、3〕であり、前者に比べて製作手法が粗雑で赤褐色であり、断面の厚さは約 1.5 cmないし 2.1 cmである。図版 6 - 4、5 の埴輪破片は後円部御所在西北方の一広葉樹の根本で発見されたものである。

③小結

以上が山口による報告である。前方部墳頂における竪穴式石槨の天井石と控え積みの板石の石材が一部露出したこと、石材露出時と室戸台風による倒木の際に出土したと考えられる形象埴輪が重要な情報である。

またこの山口報告には諸陵寮職員の印が押されている（図版 6 - 7）。おそらく、これは山口の出張報告書の原本であり、諸陵寮内で供覧された後、古市陵墓監区事務所にも送付され供覧されたのであろう。本来であれば古市陵墓監区事務所内で供覧された後に諸陵寮へ返送されるべきものであったと考えられるが、何らかの理由で留め置かれたようである。山口当人が昭和 12 年 12 月 27 日に退職し、当事者がいなくなったことも関係していると推定される。

（土屋）

（3）「監区保管遺物について調査の件」『昭和三十六年 陵墓重要雑録 陵墓調査係』（陵墓課所蔵『陵墓調査関係要録昭和 36 年』）

昭和 36 年 1 月 23 日付で書陵部長から各陵墓監に対して、「監区内保管遺物の報告について」という文書が出され、監区内で保管される遺物の実態調査がおこなわれた。その結果、昭和三十六年二月十一日付で古市監区陵墓監から陵墓課長に回答され、以下のように報告された。

「品名：埴輪（破片）、数量：八箱に分類、出土・採集・旧使用等の場所：主として恵我藻伏岡陵（外堤御山内）及び陵前古墳、採集・出土・撤去年月日：昭和九年室戸台風による樹木倒損の際出土最も多し、現在の保管：現在は箱詰倉庫収納 将来は陳列棚展示計画、備考（写真参照）古市陵墓監区事務所、別紙：恵我藻伏岡陵より出土埴輪（破片）写真」

この写真には、後述する「古市陵墓監区事務所保管」記載コンテナに入っていた個体が写っており⁽¹⁾、『出土品写真台帳（K2～K6）』や『出土品展示目録 埴輪Ⅰ』に掲載される個体は写っていない。昭和36年1月23日時点で「古市陵墓監区事務所保管」記載コンテナが作られていたことがわかる。

なお、陵墓課で所蔵される公文書索引カードには、「應神陵出土埴輪」という件名で、「昭和十年十二月五日 應神陵前方部発見 埴輪類破片一括（一箱）受領。この日受領証発送。』『追加陵墓雑録 昭和十年以降』と記載されるものがある⁽²⁾。これがどの公文書を指すのかは判明しなかったが、『出土品展示目録 埴輪Ⅰ』や『出土品写真台帳（K2～K6）』に掲載される埴輪（K番号が注記された個体）は昭和10年12月5日に諸陵寮へ送付されたものであったことがわかる。これに含まれなかった遺物が、古市陵墓監区事務所保管され続けたのであろう。これは（3）の文書でも記載されるとおり、古市陵墓監区事務所において「将来は陳列棚展示計画」があったためであると推定される。（土屋）

2. 前方部墳頂における埋葬施設の位置についての測量調査

1で得られた情報を詳細に把握するため測量調査を実施した。以下ではその成果について報告する。

（1）先行研究

山口隆一の報告が作成された後、諸陵寮関係者間では情報が共有されていたようで、当陵前方部墳頂の埋葬施設に言及した論文が散見される。梅原末治は、仁徳天皇陵の「前方丘陪葬」について述べた際、「なほ応神天皇陵にあっても、前年同様な陪葬の竪穴式石室の存することが注意せられたと云ふ。」と指摘する⁽³⁾。

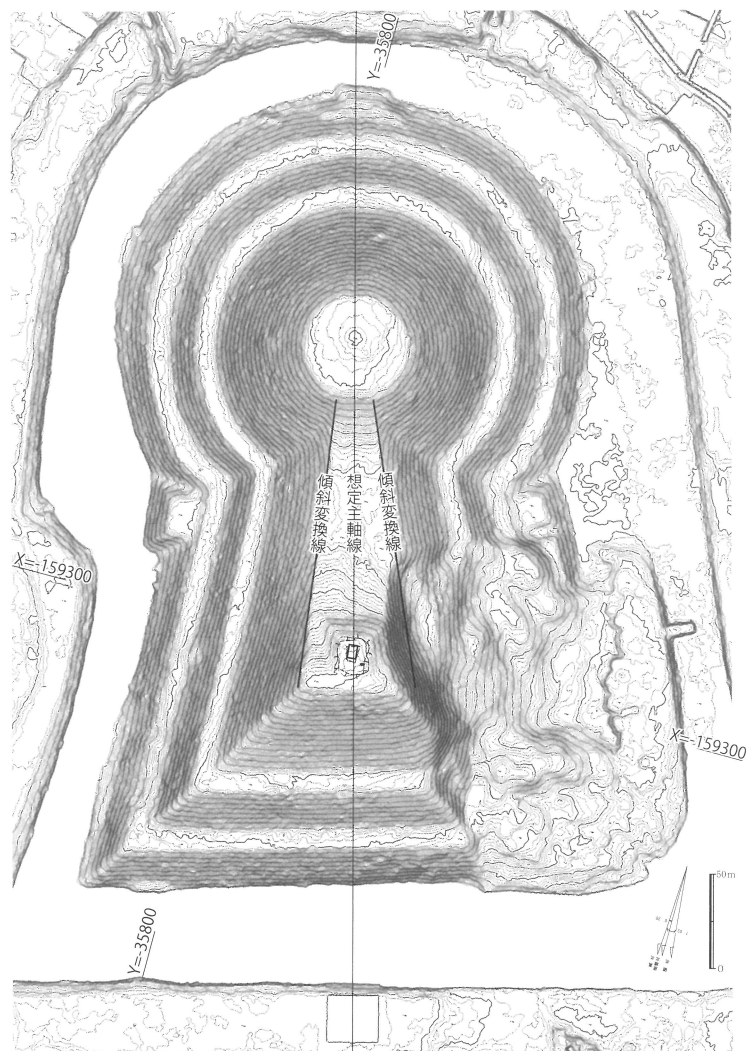
また、山口隆一の上司であった和田軍一はこの調査を踏まえ、応神天皇陵について解説する際に、「かつて前方部墳頂に石槨が現われたことがあって、前方部にも埋蔵のあることが知られる。」と指摘している⁽⁴⁾。

白石太郎もこの所見をふまえて、「誉田御廟山古墳本体の埋葬施設については不明ですが、宮内庁で陵墓の調査・管理にも当たられていた和田軍一氏によると、「かつて前方部の頂に石槨が現れたことがあって、前方部にも埋蔵のあることが知られる」とされていますが、詳細は不明です。」と指摘する⁽⁵⁾。

福尾正彦は、文化元年（1804）4月16日付けの「口上覚」『御廟山一条古記等手控書（一）』⁽⁶⁾を検討するにあたり、「天明2年（1782）8月、御宝塔屋を修復中、五輪塔を「北御廟」へ移し置く予定であったが、担当の惣代である地藏院智道が死去したため、五輪塔は御宝塔屋へ移した。」という記述（「五輪塔北御廟へ移置候所」）があることに注目した。「北御廟」とは、「墳丘の北側、つまり前方部墳頂にも埋葬施設の存在を示すひとつの証座かとも考えられる。」と指摘している⁽⁷⁾。つまり、天明2年の時点から前方部墳頂に埋葬施設があることが知られていた可能性が考えられる。（土屋）

（2）測量報告（第1～2図、図版7）

測量にあたり、当陵後円部墳頂に設置されていた座標2点の位置を測量し、前方部墳頂まで座標移動をさせたうえで、測量調査を実施した。測量座標は平成4年に設置されたものであり日本測地系座標であったため、「Web版TKY2JGD Ver.1.380」HPで世界測地系座標（第Ⅵ系）に変換したうえで使用した。まずは山口隆一報告で基準とされた「楠」を探索し、その可能性が高い木を確認した（第2図、図版7-1, 2）。図版7-1, 2は、幹が太く赤褐色の樹皮をもち、樹皮には縦に裂け目がみられる。枝は大きく横に張り出し、広い樹冠が形成されている。葉は楕円形で光沢があり、密集していて、明緑色を呈している。これらの特徴から、クスノキであると判断した。幹周が太く、枝が分岐する位置も高いため、樹齢としては200年以上と推測され、山口が昭和10年に基準にした樹木であると考えられる。この楠の南側を山口報告と同様に第一基点とし、方位（南東）と距離20尺（606cm）をあわせて、石材が発見されたと推定される位置（第二基点）の座標を計測した。またその位置から山口報告の方位（磁北）にあわせて、北側に約333.3cm、南側に363.6



第1図 応神天皇陵前方部埋葬施設 山口隆一調査箇所 (1/4,000)

cmの箇所まで山口の縦穴式石槨推定長軸ラインを延ばし直交する方向に454.5cmを延ばして短軸ラインとした。長軸長約7.0m、短軸長約4.5mである。第1・2図では、こうして得た測量情報を航空レーザー測量図に合成した⁽⁸⁾。

さらに、あわせて試錐調査を実施し土中に構造物が確認できない境目を把握した。第2図の一点破線部分がこれにあたる。この境目が石槨のどの部分にあたるのか詳しい情報は不明であるが、一点破線の一部が墳丘想定主軸とほぼ平行していることがわかる。山口隆一は埋葬施設の方が磁北方向を向いていると想定して図を作成したが、主軸は磁北方向からややずれているため、結果的には山口の図は主軸からはずれているようにみえる。一点破線の東側は埋葬施設の長軸ラインを反映している可能性があり、そうであるとすれば埋葬施設は主軸上に計画的に配置されたことを示している。(土屋)

(3) 土壇の形態と構造

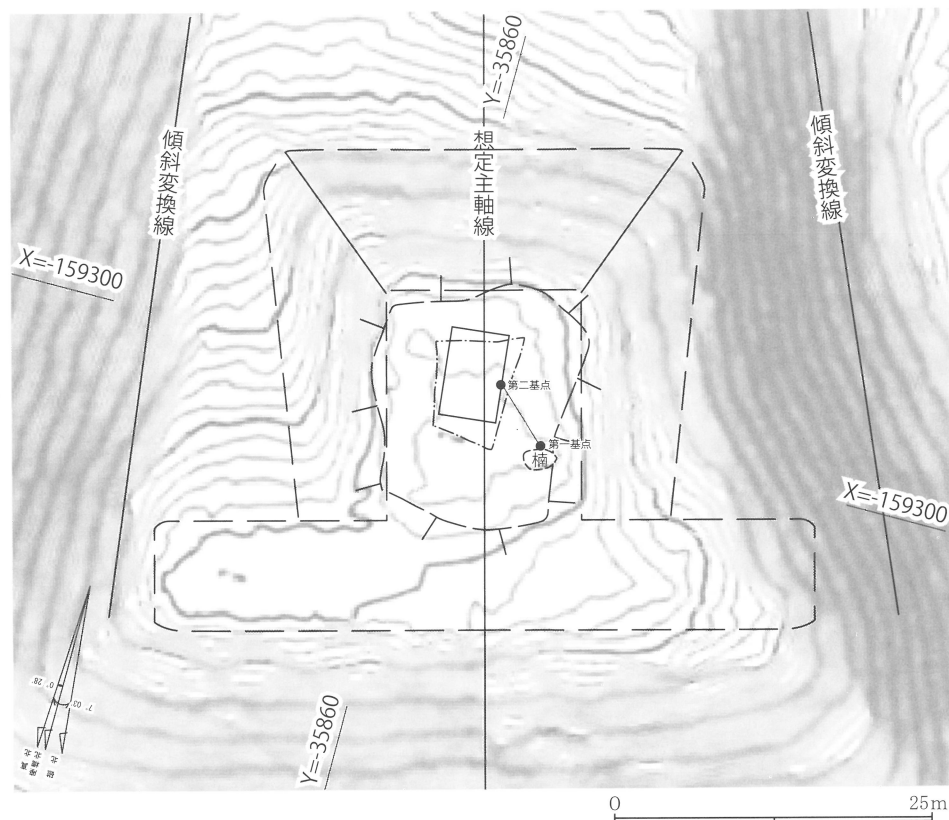
当陵前方部墳頂には土壇がみられる。前方部墳頂の長方形平坦面に対して、平坦面を繋げるように土壇が設けられた結果、平坦面は凸字形を呈すること

になったようである。なお、土壇の傾斜変換点を結ぶと、上面が方形、下面が逆台形に近い形になっている。前方部墳頂の長方形平坦面を含めずに計測すると、土壇の大きさは、南北最大長29.3m、東西最大長34.5m、最大高約3.5mである。

埋葬施設が検出されたことから、この土壇は古墳時代のものであることがわかる。前述のとおり、前方部墳頂の埋葬施設は表土下0.9～1尺(27.2～30.3cm)から検出されており、前方部墳頂平坦面よりも上側に埋葬施設があることは明らかである。おそらく、前方部墳頂築造後に盛土をし、和田晴吾分類の掘込墓坑a類(盛土終了後に墓坑を掘るもの)、あるいは構築墓坑(墓坑が土や石でもって構築されたもの)で埋葬施設を設けたのであろう⁽⁹⁾。先行研究をふまえた前方部埋葬や前方部墳頂にみられる土壇の類例、埋葬施設の構造についての考察は第4章で述べる。(土屋)

3. 出土埴輪の調査

第1章の公文書調査でも述べたとおり、昭和10年には当陵から複数の埴輪が出土した。この際出土した埴輪は一部が書陵部所蔵品として『出土品展示目録 埴輪I』でも紹介されてきたが、大部分は公表されていなかった。そこで今回改めて探索したところ、「古市陵墓監区事務所保管」と記載されたコンテナの中から、上記の公文書に掲載された埴輪片の多くを確認することができた⁽¹⁰⁾。これらのコンテナは元々古市陵墓監区事務所保管されていたものであるが、現在は陵墓課で保管している。またこれらの埴輪について三次元計



第2図 応神天皇陵前方部墳頂埋葬施設 山口隆一調査箇所箇所 拡大図 (1/600)

測を実施し、写真撮影を実施した。これらの情報について、以下で報告する。

なお、三次元計測は株式会社ラングに委託し、peakit で図化されたデータを使用した。断面図については peakit で作成された図面をトレースして作成した。

(1) 来歴の確度

来歴は、確度の高さによって以下の3つに分類できる。

① 『工事録 昭和十一年一諸陵寮』が「惠我藻伏岡陵前方部墳頂上発見石材調査報告」で掲載された個体

これらの文書で掲載された個体であり、当陵出土であることが確実なものである。これを確度 A とする。K 番号 (函棚箱番号) が記載されたものも含まれている。

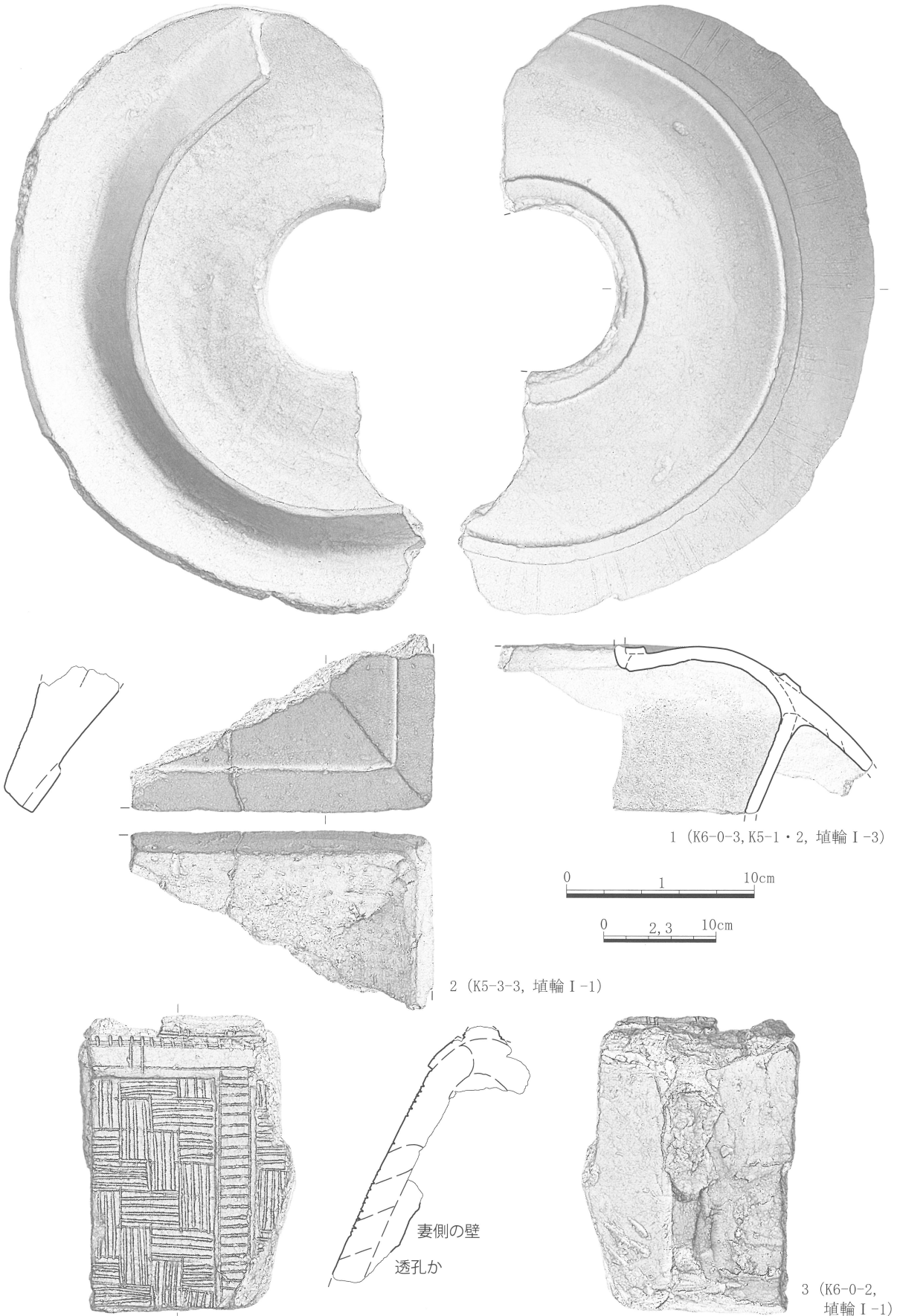
② 目録や写真台帳で「応神天皇陵 前方部 出土」とされる個体

①には掲載されていないが、『諸陵寮保管 古器物函別目録二 (H~L)』(昭和40年7月書陵部陵墓課陵墓調査室) (宮内公文書館所蔵、識別番号:41199) や「出土品写真台帳 (K2~K6) 『諸陵寮所蔵写真目録 昭和50年』(陵墓課所蔵) で「昭和10年応神天皇陵前方部出土」とされる個体である。これらには K5-1~K5-4、K6-0-1~K6-0-3 の番号 (函棚箱番号) があり、この目録が作成された昭和9年から10年時点での認識が反映されている。なお、前者の目録は当陵の調査者である山口隆一と有住教久によって調査作製されたものであることから、当陵出土品の来歴には説得力がある。これを確度 B とする。

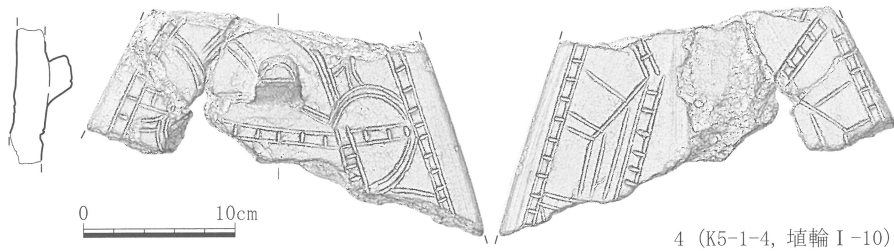
③ 「古市陵墓監区事務所保管」と記載されたコンテナ中にあるが、①の文書には記載されていない個体

「古市陵墓監区事務所保管」記載コンテナには昭和33年に採集された瓦片等も含まれているため、一括性は認められないが、想定される製作時期等から当陵出土品の可能性がある個体がある。その中でも「前方部頂」という注記がなされた埴輪があり、これを確度 C とした。来歴の確度は①②よりもさらに落ちるが、当陵前方部墳頂から出土した可能性があるため、掲載する。以下、第3~9図のキャプション番号には、埴輪に記載された注記内容、あるいは埴輪が収納された袋やコンテナの状況を記す。 (土屋)

(2) 出土埴輪の報告 (第3~9図、図版8~12)



第3図 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片（前方部発見石材真上黒土層より出土）（確度A）(1/6,1/5)



第4図 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片
(前方部墳頂 石材の西端より約1尺西方 地表面下5・6寸の黒土層中より出土) (確度A) (1/5)

① 確度 A

上記文書で言及される埴輪には出土位置についての情報も記されている。ここでは出土位置ごとに説明する。なお、蓋形埴輪の部位名称や位置づけは小栗明彦の研究、家形埴輪については青柳泰介と泉真奈の研究、盾形埴輪については高橋克壽、田中秀和、大澤嶺の研究を参照した⁽⁴¹⁾。

a. 前方部 石材上部被覆土中 (黒土層) より出土したもの

1は蓋形埴輪の笠部と台部の破片であり、現存径65.1cmに復元されている。裏面には「應神陵」の張り紙がある。笠部は軸受部下端突帯から笠下半部途中まで、台部は上側が残存している。軸受部下端突帯付近は自重でやや陥没する。笠部は無肋木であり、1条の突帯で分割される(中位突帯分割)。笠下半部に上下2段の布張り表現がみられ、放射状線が上下段で食い違う配置であり(上下段交互配置)、線は3条線である。笠下半部の上下2段は沈線で区切られる。笠部は小栗分類でいうAc3 XL型式にあたるだろう。3条線は横方向の沈線の後に付けられる。軸受部下端突帯と中位突帯は共に扁平で、押圧痕が顕著である。笠部の上半部と下半部には沈線の下に不定方向のハケメがみられる。台部上端は積み上げ静止痕となって確認できる。

2は家形埴輪の屋根の破片である。寄棟造あるいは入母屋造の下屋根にあたり、軒先が残存している。隅部の稜線が明瞭であり、裏面には隅部周辺に製作時の補充粘土の痕跡や辺に沿ったナデがみられる。

3は家形埴輪の屋根部の破片である。入母屋造の上屋根であり上端が棟に当たる部分である。表面右下には破風板との剥離痕、下側には下屋根との剥離痕がみられる。文様図化の都合、屋根面を水平に配置しているが、本来は下側が外側へ傾斜するように取り付けられていたと考えられる。

上屋根部の右側には押縁の突帯がみられ、押縁の左右には網代表現がみられる。押縁は縦2本の線と複数の横線を順に組み合わせたものである。網代表現は4本の線を上下左右の順で組み合わせることで描かれている。最初に方形の下書き線で区画し、その後方形区画の2マス分に線刻をほどこしたようである。線刻の下側には、方形区画の下書き線を消そうとした痕跡がわずかに残っている。2マス分が確保できない場所では1マス分だけ線刻して隙間を埋めたようである。大棟の部分にも突帯がみられ、横線と縦線の順で複数の線が交差するように描かれている。

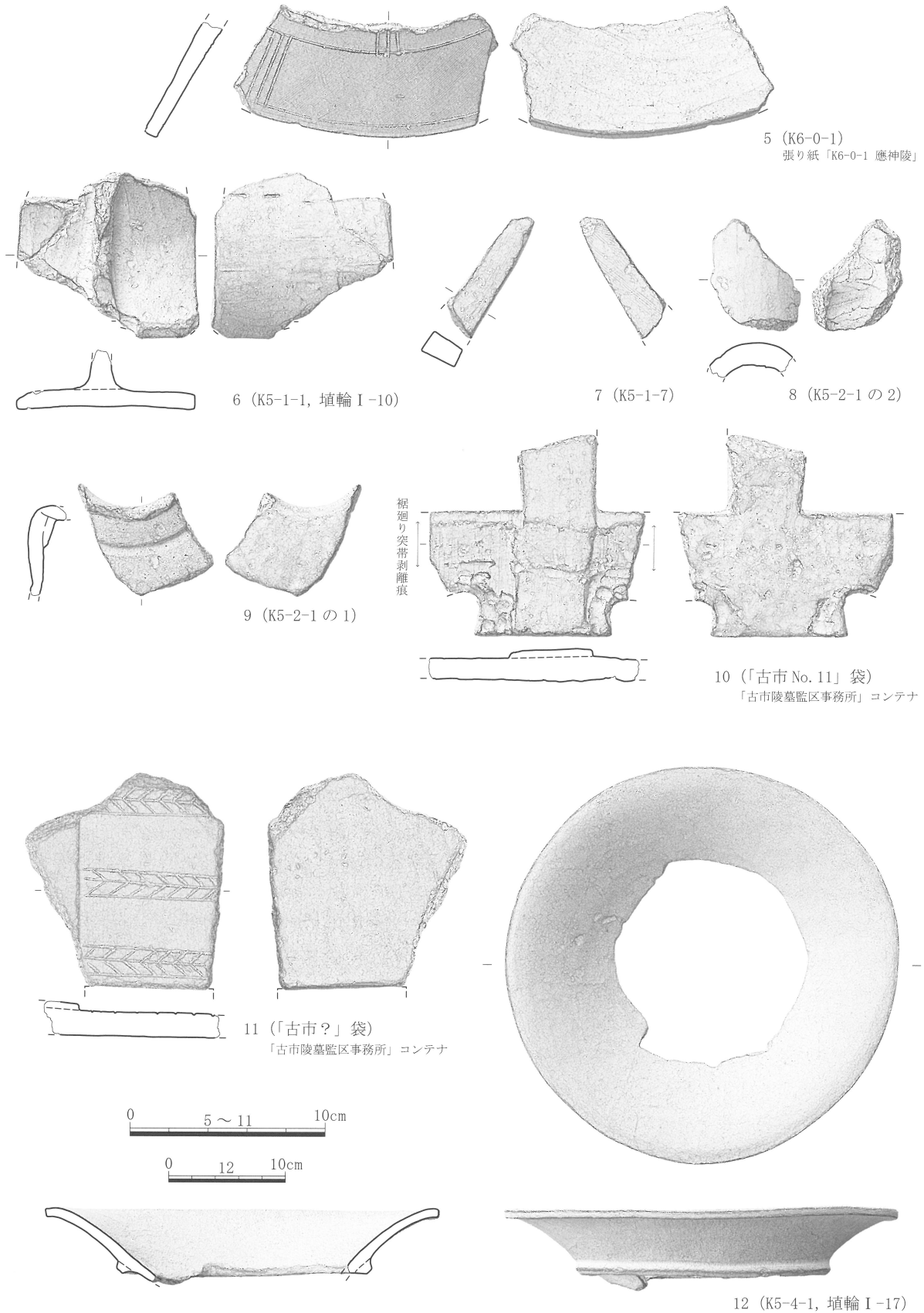
裏面の下側には、妻側の壁と透孔が僅かに残存する。下側には約3～4cm間隔で横方向の接合痕がみられ、粘土板で成形されたことがわかる。上側では同様の痕跡はみられず、粘土紐をアーチ状にして接合した痕跡がみられる。上端部で接合単位がわかれており、約10cm間隔で粘土板が接合されていたようである。

b. 前方部墳頂 石材の西端より約1尺西方 地表面下5・6寸の黒土層中より出土

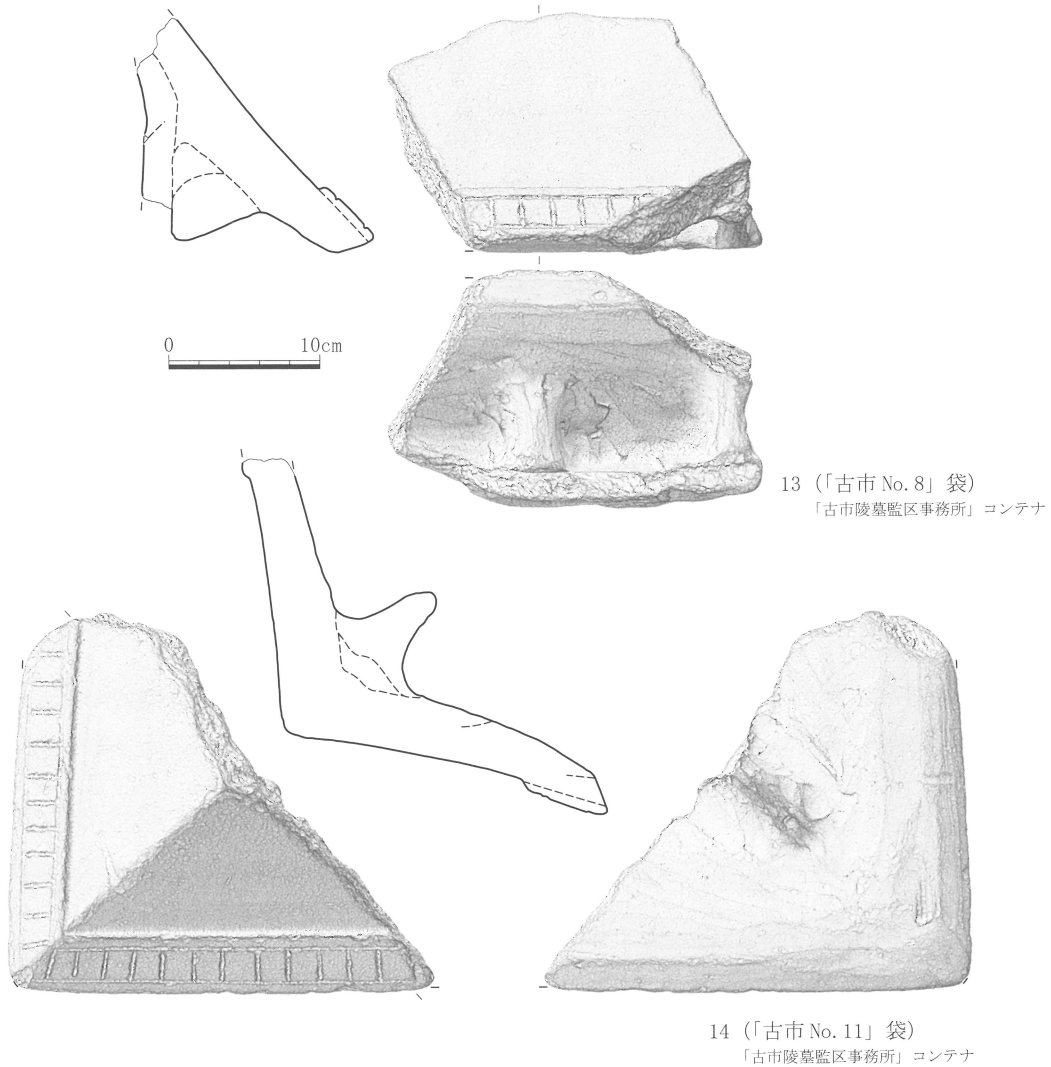
4は家形埴輪の破風板破片である可能性がある。表面には直線の梯子文と弧状の二線帯がみられ、直弧文に近い文様である。裏面には梯子文と複数の直線が組み合わせられた文様がみられる。表面の突起は棟木である可能性があるが、棟木であれば下側には破風板とは別の妻側の壁が続くものが多い。また棟木の左右の文様が左右対称になっていない。これらの理由から通有の破風板とは異なっており、船形埴輪、椅子形埴輪、衝立形埴輪などの破片である可能性も考えられる。色調は赤褐色に近い。

c. 前方部墳頂 地表面下約一尺の厚さを有する黒土層から出土 (所在位置は明確ではない)

5は蓋形埴輪笠部の笠下半部から笠縁先端の破片である。裏面には「應神陵」の張り紙がある。断面上側



第5図 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片
(前方部墳頂 地表面下約一尺の厚さを有する黒土層から出土。所在位置は明確ではない。)(確度A) (1/5)



第6図 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片
(後円部御所在西北方ノ一潤葉樹根本ニテ発見ノモノ) (確度A) (1/5)

には台部からの剥離痕らしきものがある。1と同様、笠下半部に上下2段の布張り表現がみられ、放射状線が上下段で食い違う配置であり、線は3条線である。上下は沈線で区切られ、笠縁先端にも沈線がみられる(沈線端部)。笠部は小栗分類でいうAc3 XL型式にあたるだろう。上下2段を区切る沈線の上側にはヨコハケ、下側には右斜め上方向のハケがみられる。ハケメ、沈線、放射状線の順でほどこされている。1とはハケメ工具が異なり、同一個体とは確定できない。裏面にはヨコナデとともに工人の指紋もみられる。

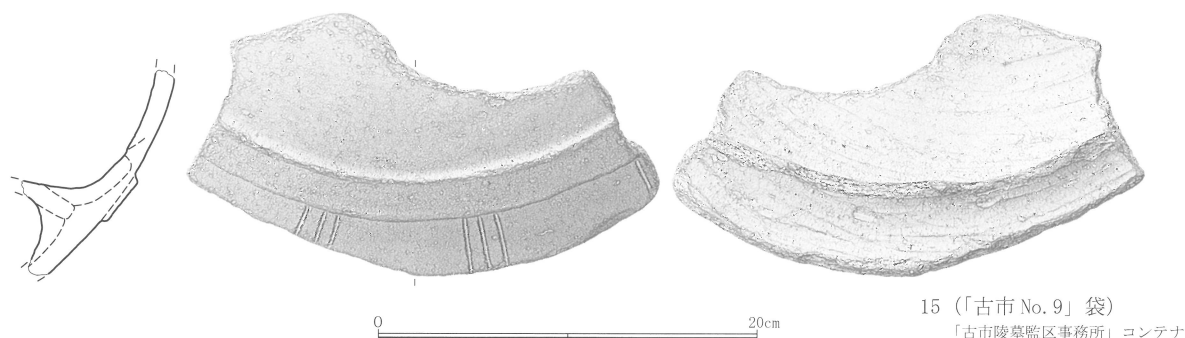
6は蓋形埴輪笠部の肋木破片であり、肋木端部にあたる。また左右端も残存しており、肋木端部は笠部から外に飛び出ていることがわかる。肋木端部は鱗部の近くが抉れ、肋木上側の隅部も抉れている。裏面には横方向に1~2cm間隔で接合痕がみられ、粘土板で成形されたことがわかる。

7は蓋形埴輪の立ち飾り部飾り板の外側上鱗破片であると考えられる。外形は内彎しており、上端の隅が抉れている。鱗の上端が伸長しており、小栗分類立ち飾り部I d型式にあたるかと考えられる。

8は家形埴輪の円柱部の破片、あるいは蓋形埴輪の軸受部破片であると考えられる。表面にはタテナデ、裏面にはヨコナデがみられる。24、25と同一個体である可能性がある。外面には赤彩がある。

9は蓋形埴輪の笠上半部から軸受部下端突帯にかけての破片であると考えられる。上側は軸受部に繋がるかと思えるが、欠損している。軸受部下端突帯は扁平である。表面・裏面にはナデがある。

10は家形埴輪の壁体部から基部にかけての破片である。粘土貼付と方形透かしによって柱部が表現され



第7図 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片
(菅テ惠我藻伏岡陵ニテ発見セラレタル埴輪 (絹笠) (確度A) (1/6))

ている。柱部の左右には透かしがある。透かしが多いことから、壁が少ない開放的な家であったと考えられる。中央左右方向には裾廻り突帯の剥離痕がみられる。基部の左右には半円形透孔がある。透孔を大きくしすぎたためか、両方の透孔に粘土を補充した痕跡がみられる。基部透孔のナデ調整が雑にほどこされていることから、逆L字状裾廻り突帯で基部透孔が隠されていたものと推定される。裏面には3.5～5.0cm間隔で横方向に接合痕がみられる。表面、裏面には全体的にタテナデがある。

11は家形埴輪の壁部破片であると考えられる。左側には柱がみられ、壁部には線刻で綾杉文が三段分確認できる。線刻は横、斜めの順にほどこされている。下端部周辺には裾廻り突帯がみられないことから、おそらく基部でなく方形透かしであると考えられる。裏面にはタテナデがみられる。粘土板の接合痕が横方向に僅かにみられ、粘土板を接合しながら作られたことがわかる。

12は朝顔形円筒埴輪の壺部二次口縁の破片であるとされてきたが、口縁径40cmに復元されており、朝顔形にしては径が小さいことから、二重口縁壺の口縁の破片である可能性が考えられる。二次口縁表面にはタテハケがある。また突帯の内側に入り込むように一次口縁のタテハケがみられ、二次口縁成形前に一次口縁のタテハケが完了していたことがわかる。外面は赤彩されている可能性がある。

d. 後円部御所在西北方の一広葉樹根本から発見されたもの

13は家形埴輪の屋根部軒先の破片である。軒先突帯がみられ、横方向に梯子文がほどこされる。線刻は横、縦の順でほどこされる。裏面には壁部がみられ、屋根部と壁部の間にはクサビ状の支持粘土がある。壁部をまず作り、支持粘土を付けながら屋根が設置されたことがわかる。また壁部右下には柱材の一部がみられる。裏面には積み上げ静止痕がみられ、乾燥工程を経て屋根部が製作されたことがわかる。図版6-5からみて現存しないが、元々は右側に接合する破片があったようである。

14は家形埴輪の屋根部軒先の破片である。軒先突帯がみられ、横方向に梯子文がみられる。線刻は横、縦の順でほどこされる。13と類似しており、同一個体の可能性がある。裏面には屋根部の支持粘土があり、支持粘土には壁部からの剥離痕がみられる。裏面には指ナデと板ナデが確認できる。

e. かつて惠我藻伏岡陵にて発見された埴輪 (絹笠)

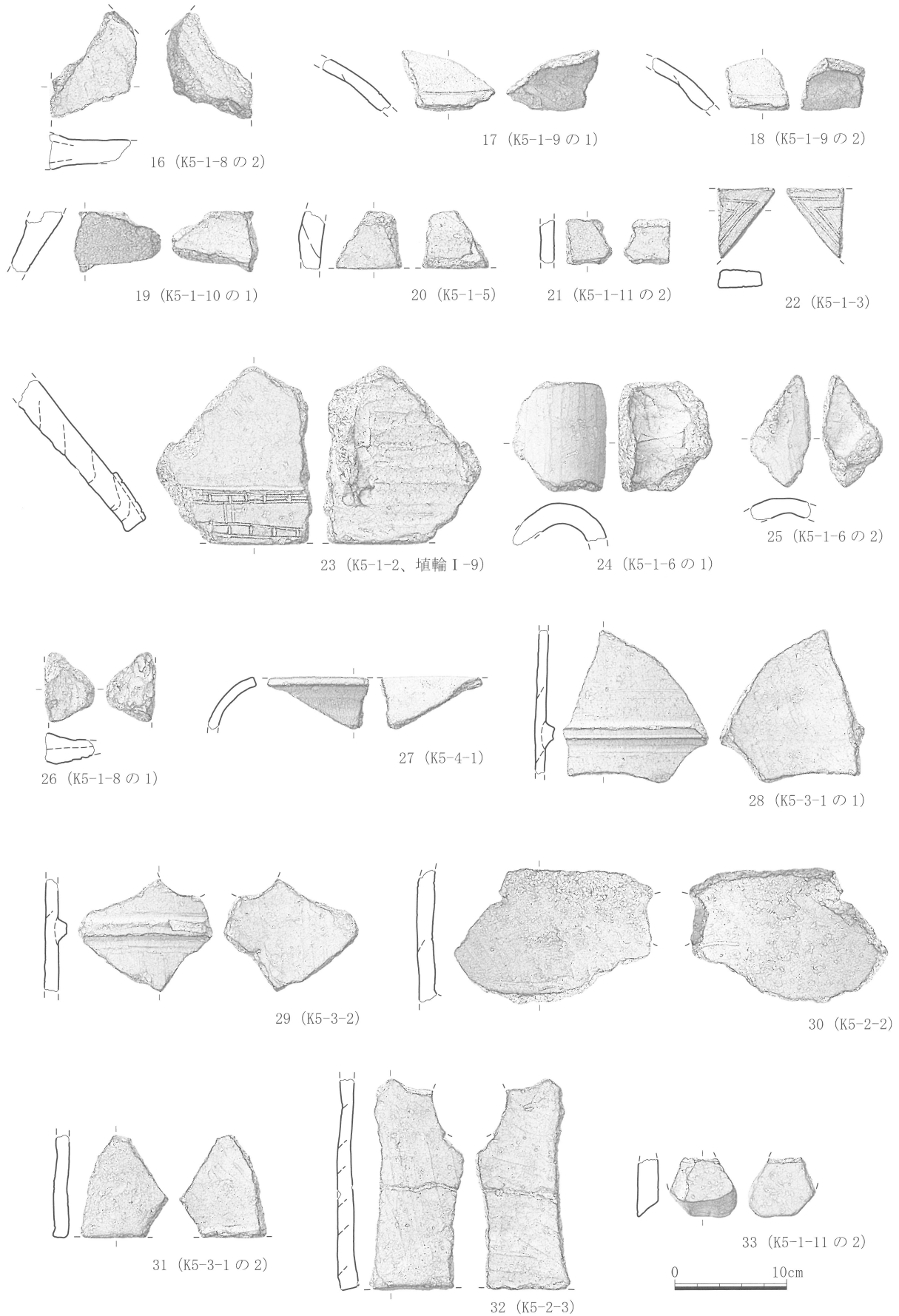
15は蓋形埴輪の笠部破片である。笠部中位突帯と笠部下半部の破片であり、笠下半部には3条線がみられる。1、5と同じ特徴がみられるが、15の笠部表面にはハケメがみられず、線刻がたく工具も異なる。1、5とは同一個体ではないと考えられる。裏面には台部の上側がみられ、ヨコナデが多数確認できる。

以上が当陵からの出土が確実な事例である。近年、埴輪の設置位置ごとの製作時期の違いが議論されており⁽¹²⁾、出土地点がわかる個体はその議論のためのよい検討対象になり得るだろう。

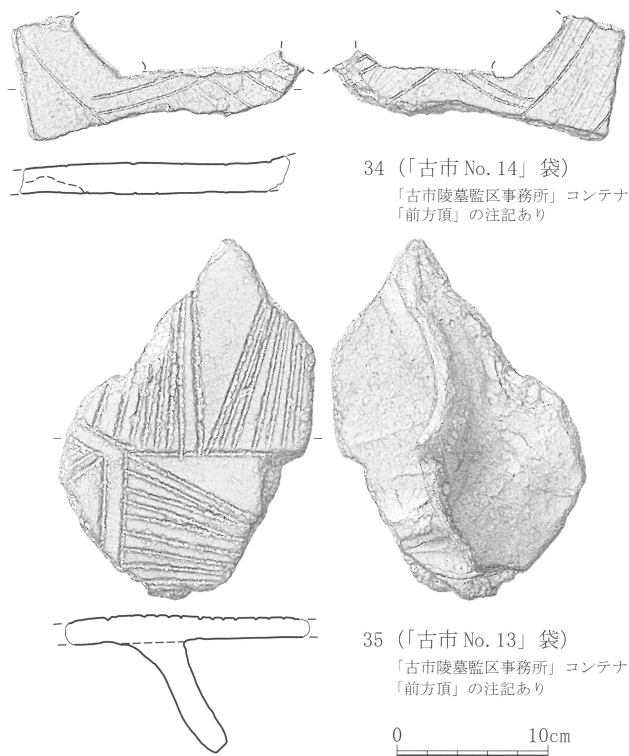
②確度B

16は蓋形埴輪の立ち飾り部飾り板破片であると考えられる。表裏ともに線刻がみられず、左斜め上方向のナデがみられ、左側が分厚くなっている。左端は飾り板受部からの剥離面であると考えられる。

17、18は蓋形埴輪の笠部下半部の破片であると考えられる。下側には横方向の沈線がみられる。笠下半部



第8図 目録や写真台帳で「応神天皇陵 前方部 出土」とされる埴輪(確度B) (1/5)



34 (「古市 No. 14」袋)
「古市陵墓監区事務所」コンテナ
「前方頂」の注記あり

35 (「古市 No. 13」袋)
「古市陵墓監区事務所」コンテナ
「前方頂」の注記あり

第9図 「古市陵墓監区事務所保管」コンテナ中にあり
「前方部頂」の注記がある埴輪 (確度C) (1/5)

中央か笠縁先端の沈線であると考えられる。17、18は同一個体である可能性がある。

19、20は家形埴輪の裾廻り突帯あるいは軒先突帯破片であると考えられる。表面には赤彩がある。19は隅部分に近く、右側が彎曲している。下側には横、縦の順に線刻がほどこされる。

21は家形埴輪の壁部の破片である可能性があるが、細片であるため確定できない。

22は鱗部であり、形態的特徴からみて、家形か蓋形埴輪の鱗部であると考えられる。

23は家形埴輪の屋根部軒先の破片である。文様図化の都合、屋根面を水平に配置している。軒先突帯には押縁が表現される。上下に線刻で梯子文がみられ、梯子文間には2本の縦線がみられる。線刻は横、縦の順にほどこされる。これは4の個体の文様と類似している。屋根は粘土帯を約3cm間隔で積み重ねて整形される。裏面には屋根と壁の間に入れ込む支持粘土がみられる。外面には赤彩がみられる。

24、25は家形埴輪の円柱部、あるいは蓋形埴輪の軸部破片であると考えられる。24は赤彩されて

いる可能性がある。また24の左上には壁の一部が残存する。8、24、25は同一個体の可能性がある。

26は形象埴輪の補強材であると考えられる。断面中央付近で接合痕がみられる。

27は朝顔形円筒埴輪の口縁部であると考えられる。タテハケがみられ、口縁部下にはヨコナデがみられる。12とハケメが同じであり、函棚箱番号も共通することから同一個体であると考えられる。

28は円筒埴輪片である。表面のヨコハケはBb種かBc種である。表面は赤彩されている可能性がある。

29は円筒埴輪片である。上側には円形透かし孔がみられる。突帯上側にはヨコハケ、下側にはタテハケみられ、第一条突帯である可能性が考えられる。裏面にはタテナデがみられる。

30は円筒埴輪片、あるいは形象埴輪の基部であろう。右側には透孔がある。

31は円筒埴輪片であろう。下端が残存しており、底部であると考えられる。ややゆがんでおり、乾燥工程が十分でなかったようである。表面にはタテハケ、裏面にはタテナデとヨコナデがみられる。

32は形象埴輪の基部片である。下端が残存しており、底部である。上側には円形あるいは半円形の透孔があり、蓋形埴輪の台部の可能性が高いが、底部高が大きいことから別の形象埴輪の可能性もある。

33は前方部出土の埴輪とされてきたが、石材である。用途は不明であるが加工痕がみられ、堅穴式石槨で確認されていた小石である可能性がある。奥田尚氏の鑑定によると、大阪府南河内郡太子町春日山(飛鳥川)産の川原石で、安山岩であるという。

③確度C

34は蓋形埴輪の立ち飾り部飾り板破片であろう。「前方部頂」という注記がある。左上には長方形透孔の痕跡、右側には内側鱗外形の残存が確認できる。中央には横帯が二線帯で表現され、縦帯はない。外形の左側は縦一線、右側は縦二線で表現されていたようである。裏面では内側鱗外形にわずかに線刻が確認できる。二線帯の下側にはもう一つの透孔がある可能性がある。欠損部分が多いため文様は確定できないが、残存箇所からみて小栗による飾り板文様分類a5(2透孔)に近いと考えられる。

35は盾形埴輪の破片である。「前方部頂」という注記がある。裏面には円筒部口縁がみられる。形態は切

り落とし状口縁であり、本例が円筒部口縁よりやや上側の破片であることがわかる。円筒部口縁の内側には支持粘土がみられる。横断面形は盾面の弯曲が水平に近い形態である。盾面文様はⅡ字形の分割によって区画されており、革盾がモデルと考えられる。外区は外側を向いた鋸歯文帯であり、内・外区分割帯は二条の複線である。内区にも鋸歯文がみられる。

④奥田尚氏による埴輪の胎土分析

奥田尚氏にこれらの埴輪の胎土分析を依頼した。紙幅の都合、今号では詳細な観察結果を掲載することができなかったが、以下、奥田氏による砂礫採取推定地を掲載する。数字は遺物番号を示す。

土師ノ里：1～3、5、7～9、12、13、17～22、24～25、27～29、31、32

羽曳野丘陵か：4、6、14～16、23 日置荘：10、11、30 (土屋)

4. 調査の論点

(1) 前方部埋葬論の先行研究

古墳時代の有力集団内構造を研究する手段として前方部埋葬を様々な視点から検討した下垣仁志の研究を参照する⁽¹³⁾。前方部墳頂平坦面における埋葬施設の設置位置は、a. 中心埋葬、b. 後部埋葬、c. 外縁埋葬に分類されており、本例はaにあたる。また埋葬施設の大小差により格差が想定され、竪穴式石槨は1：4 m以上、2：2 m以上4 m未満、3：2 m未満に分類されており、本例は1にあたる。これらの分類を組み合わせたa1は、最上位から2番目の階層にあたる埋葬施設であると位置づけられている。また、埋葬施設の長軸が前方後円墳の主軸に対してどのように接するかが、福永伸哉の研究成果⁽¹⁴⁾をふまえて、平行、直交、斜交（平行軸・直交軸から一〇度以上の振れがある場合）に分類されている。本例は平行にあたる。これは主軸線を意識して設置されたものであり、葬送の動線に規定されたものと推定されている（p.296）。

また古墳時代前期から中期後葉にかけて、前方部中心埋葬施設からは甲冑や鉄鍬の出土が少ないことや、出土人骨からみて女性が多いことから、前方部中心埋葬に男性的要素が稀薄な者、おそらく女性が葬られていることが指摘される（p.290）。清家章や田中良之の研究成果⁽¹⁵⁾をふまえて、被葬者は後円部中心埋葬施設の被葬者とキョウダイ関係にあると想定されている（p.291）。清家によると一つの古墳あるいは古墳群においては基本的に親子・キョウダイを基本とする血縁者のみが埋葬され、嫁・婿などの婚入者は出身集団の墳墓に葬られるという⁽¹⁶⁾。近年では一つの古墳から出土した複数の人骨間でミトコンドリアDNAの配列を共有しない異母キョウダイの存在も指摘されており本例を考える上で参考になる⁽¹⁷⁾。（土屋）

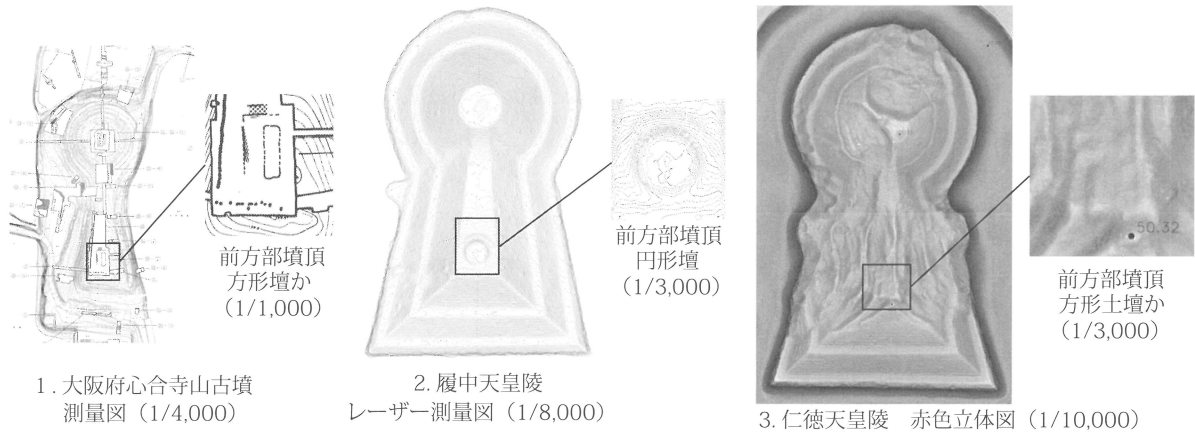
(2) 大型前方後円墳の前方部墳頂にみられる土壇の類例

前方部墳頂の土壇はこれまでに複数例が指摘されている。近年にも奈良県佐紀古墳群において航空レーザー測量が実施され、日葉酢媛命陵（佐紀陵山古墳）、成務天皇陵（佐紀石塚山古墳）、垂仁天皇陵（宝来山古墳）において前方部墳頂の土壇が再確認されている⁽¹⁸⁾。とくに垂仁天皇陵の前方部墳頂の方形壇は、墳丘主軸よりやや西にずれた位置の三か所にみられる。これらが一体のものであるのか判然としないが、前方部墳頂の土壇形態には様々なパターンがあることが推定される。

第10図1は大阪府心合寺山古墳の墳丘である⁽¹⁹⁾。前方部墳頂の方形壇で発掘調査がおこなわれ、埋葬施設（木棺）が検出された。方形壇は前方部墳頂から後円部側にずれた位置にみられる。木棺埋葬後に方形壇が造られており、構築順序は当陵とは異なる。

2は大阪府履中天皇陵の墳丘である⁽²⁰⁾。前方部墳頂平坦面から後円部側にずれた位置に円形壇がみられ、高さ約4 mである。後円部側には斜面、平坦面、斜面が確認され二段築成のようにみえる。当陵とは土壇の形態が異なるが、前方部墳頂の最高点にあたる長方形平坦面に接する立地は共通している。

3は大阪府仁徳天皇陵の墳丘である⁽²¹⁾。地上レーザー測量図では明確ではなかったが、赤色立体図をみると前方部墳頂に方形壇の可能性のある段差が確認できる。前方部墳頂の最高点に接するように立地し、後円部側には斜面と平坦面が3つ確認され、三段築成のようにもみえる。東側と西側には崩落箇所があり正確な形は不明である。履中天皇陵と同様、段築がみられる点が注目される。



第10図 大型前方後円墳の前方部墳頂に設けられる土壇の類例

このように、前方部墳頂の土壇は他の大型前方後円墳でも確認できる。土壇は前方部墳頂の長方形平坦面に接する位置に造られることが多いようである。また土壇にも段築状の斜面と平坦面が造られることがわかる。(土屋)

(3) 埋葬施設の構造

壁体の構造 図版3-3は埋葬施設についての図面であり、壁体構造を知るための有益な情報である。蓋石と考えられる分厚い石材が蓋石であり、その下側に板材が描かれている。この図から板石積み構造があったことがわかる。また、最も下に描かれた石材は、蓋石や板石よりも外側に描かれている。これは、壁石を構成する板石の裏込めである控え積みである可能性が考えられる。だが、大阪府藤井寺陵墓参考地(津堂城山古墳)例や室宮山古墳例は垂直板石積みの壁体で、石棺側板の中程より下の位置から壁体の積み上げが開始されており、控え積みはみられない。他の可能性として、京都府久津川車塚古墳で見られるような竪穴式石槨小口部石室の蓋石も推測されるが、長軸部に副槨が付くとは考えにくく、現時点では判断が難しい。

棺の構造 文書の検討により、天井石は表土下から露出したことが判明したが、墓壙上面と石室上面の高さの差がほぼなくなるという棺上空間重視の意識を持たない特徴は、河内の地域性と深くかわりをもつ特徴であると指摘されている⁽²²⁾。藤井寺陵墓参考地や室宮山古墳例も同様に棺上空間を全く意識しない構造であり、この点では本例と類例する。また棺については詳細が不明であるが、この2例にはいずれも長持形石棺が納められていたこと、石槨の長さとの関係は小林行雄分類のC群にあたり、内部に石棺を収めたものが多いこと⁽²³⁾をふまえると、長持形石棺の可能性が考えられる。当陵後円部南側に位置する誉田八幡宮境内の手水鉢には竜山石製の長持形石棺小口板が転用されており、当陵出土のものではないかといわれている⁽²⁴⁾。来歴が不明であるため真偽は判断できないが、本例を考える上で参考になる。

礫層の存在 表土から1.3 m下には小さな礫が層のように描かれている(図版3-3)。この礫よりも上側には黒土が堆積していたとあることから、元々前方部墳頂にあった白色円礫のような礫が落ち込んだ可能性がまず考えられる。他の可能性として埋葬時の儀礼面を反映している可能性もある。この根拠となるのが兵庫県玉丘古墳の後円部墳頂埋葬施設である。長持形石棺の長側石下から3分の2の高さから円礫を敷き詰めた礫敷きが検出され、これは埋葬時の儀礼面であると指摘されている⁽²⁵⁾。玉丘古墳出土埴輪は埴輪検討会編年2022のⅢ期のものであり、長持形石棺は直葬であるなど当陵とは違いがあるものの、共通性は顕著であり、参考になる。

規模 当陵前方部墳頂で石材が使用される範囲は長軸約7.0 m、短軸約4.5 mであるとした。石槨の内部長はわからないため同じ基準での比較は難しいが、藤井寺陵墓参考地の石槨は長軸6.13 m、短軸2.05 m(石材使用範囲の長軸は7.5 m以上)、室宮山古墳の後円部南石槨は長軸5.51 m、短軸1.71～1.88 m(石材使用範囲の長軸は5.9 m以上)であり、それほど大きさに違いがないと推定される。なお、明治2年9月7日に仁徳天皇陵前方部二段目斜面において露出した石槨は、7月19日に柏木政矩によって描かれた絵図(「仁徳

天皇御陵南登り口地崩出現ノ石棺并石郭ノ圖」八王子郷土資料館所蔵）によると、内径は東西（長軸）が一丈二三尺程（約3.63～3.93 m）、南北（短軸）が凡そ8尺余（約2.42 m）であり、仁徳天皇陵前方部二段目斜面の石櫛は上記3例よりも長軸は小さいようである。

また藤井寺陵墓参考地と室宮山古墳の石櫛の高さ（床石下側から天井石上側まで）は、それぞれ約2.5 mと約1.9 mである。当陵前方部墳頂の土壇の最大高は約3.5 mであり、埋葬施設は前方部墳頂のレベルには届いておらず、土壇中で完結すると推定される。土壇の構造をふまえると、追加埋葬にあたり前方部墳頂に小型古墳がもう一つ築かれたような様相を呈している。墳丘の築造と納棺・埋納が古墳儀礼にかかわる一連の行為となっていたため、このような現象が生まれたのではと推定する。（土屋）

まとめ

本稿では、まず昭和10年に当陵の前方部墳頂において埋葬施設が露出したことが記された文書について詳細に紹介した。次に文書に記された埋葬施設の正確な場所を把握するため、当時と同じ楠を目印に測量調査を実施し、世界測地系座標の中に入れ込んだ。また、文書で言及されていた埴輪や当陵前方部墳頂出土の可能性のある埴輪を探索し、出土地情報としての確度の違いを持たせながら、報告した。埴輪の報告にあたっては三次元計測図を活用し、それぞれの特徴について詳細に述べた。最後に、考古学的に重要となる前方部埋葬論の中での位置づけ、前方部墳頂に造られた土壇の類例、文書から推定される埋葬施設の構造について、考察した。本例は陵墓の埋葬施設についての情報を得ることができる数少ない事例であり、今後の研究に活用していただければ幸いである⁽²⁶⁾。（土屋）

註

- (1) この写真には図版6-2上段左側の個体も写っていることを確認した。この個体は実物を確認することができなかったが、昭和36年1月23日時点では古市陵墓監区事務所にあったようである。
- (2) 加藤一郎氏のご教示にて確認した。
- (3) 梅原末治「応神・仁徳・履中三天皇陵の規模と営造」『書陵部紀要』第5号、宮内庁書陵部、1955年、p.14。
- (4) 和田軍一「応神天皇陵」『日本考古学辞典』東京堂出版、1962年。
- (5) 白石太一郎「誉田御廟山古墳（現応神陵）の被葬者」『天皇陵古墳を考える』学生社、2012年、p.116。
- (6) 『御廟山一条古記等手控書（一）』土屋兵次氏所蔵護国寺文書『羽曳野市史』第5巻史料編3、羽曳野市、1983年、p.650。
- (7) 福尾正彦「応神天皇陵墳頂部の「六角堂」について」『書陵部紀要』第64号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2013年、p.6.7.17。
- (8) 藤井寺市総務部世界遺産登録推進室編『古市古墳群測量図集成』古市古墳群世界文化遺産登録推進連絡会議、2015年より引用。
- (9) 和田晴吾『古墳時代の葬制と他界観』吉川弘文館、2014年、p.4。
- (10) 写真にはあるが現物を発見できなかった個体は3点ある。図版6-2上段の2点と図版6-5右側の破片の1点である。
- (11) 小栗明彦「蓋形埴輪編年論」『埴輪論考』I、大阪大谷大学博物館、2007年。青柳泰介「家形埴輪の製作技法について再論」『埴輪論考』I』大阪大谷大学博物館、2007年。泉 眞奈「家・罎・柵形埴輪」『埴輪の分類と編年』埴輪検討会、2022年。高橋克壽「器財埴輪の編年と古墳祭祀」『史林』第71巻第2号、史学研究会、1988年。田中秀和「畿内における盾形埴輪の検討―革盾模倣盾形埴輪を中心として―」『大阪市文化財論集』財団法人大阪市文化財協会、1994年。大澤 嶺「盾形埴輪」『埴輪の分類と編年』埴輪検討会、2022年。なお、青柳泰介氏と加藤一郎氏には埴輪の同定や製作技術についてのご教示を頂いた。
- (12) 廣瀬覚「埴輪からみた中期階層構成型古墳群の展開と久津川車塚古墳」『玉権の伸長と大型古墳』（初期国家形成期における山城地域の地域開発と地方政体の成長に関する包括的研究シンポジウム）立命館大学文学部、2025年
- (13) 下垣仁志「古墳時代の王権構造」吉川弘文館、2011年。
- (14) 福永伸哉「主軸斜交主体部考」『鳥居前古墳―総括編―』大阪大学文学部考古学研究室、1990年。
- (15) 清家章「近畿古墳時代の埋葬原理」『考古学研究』第47巻第1号、考古学研究会、2002年。
田中良之『古墳時代親族構造の研究』柏書房、1995年。

- (16) 清家章『埋葬からみた古墳時代 女性・親族・王権』吉川弘文館、2018年。
- (17) 清家章ほか「DNA分析からみた岡山県津山市久米三成4号墳出土人骨の親族関係」『日本考古学』第58号、2024年。
- (18) 柴原聡一郎「大型前方後円墳の復元」『佐紀古墳群 航空レーザ測量調査報告書』六一書房、2025年。
- (19) 吉田野乃編『史跡心合寺山古墳発掘調査概要報告書-史跡整備に伴う発掘調査の概要-』八尾市教育委員会、2001年より引用。
- (20) 堺市文化観光局世界文化遺産推進室編『百舌鳥古墳群測量図集成』堺市、2015年より引用。
- (21) 徳田誠志「仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵第1濠内三次元地形測量調査報告」『書陵部紀要』第69号〔陵墓篇〕宮内庁書陵部、2018年より引用。
- (22) 上田直弥『古墳時代の葬制秩序と政治権力』大阪大学出版会、2022年、p.80。本稿執筆に際してもご教示を頂いた。
- (23) 小林行雄「堅穴式石室構造考」『古墳文化論考』平凡社、1976年、p.163。
- (24) 今尾文昭「誉田山（誉田御廟山）古墳」『天皇陵古墳』大巧社、1996年。
- (25) 岸本一郎ほか編『玉丘古墳Ⅱ』（主体部盗掘坑および長持形石棺の調査）加西市教育委員会、2017年、p.16。
- (26) 英文題目の校正にあたり、ライアン・ジョセフ氏よりご教示を頂いた。

附 山口隆一について

福 尾 正 彦

はじめに

昭和10年（1935）10月8日の応神天皇陵の前方部頂部における「石材発見」に伴い、同月27・28日に現地調査を担当し、「惠我藻伏岡陵前方部頂上発見石材調査報告」（以下、「応神陵前方部報告」という。）を執筆したのは、当時、宮内諸諸陵寮の事務嘱託の任にあった山口隆一（以下、「山口」という。）である。

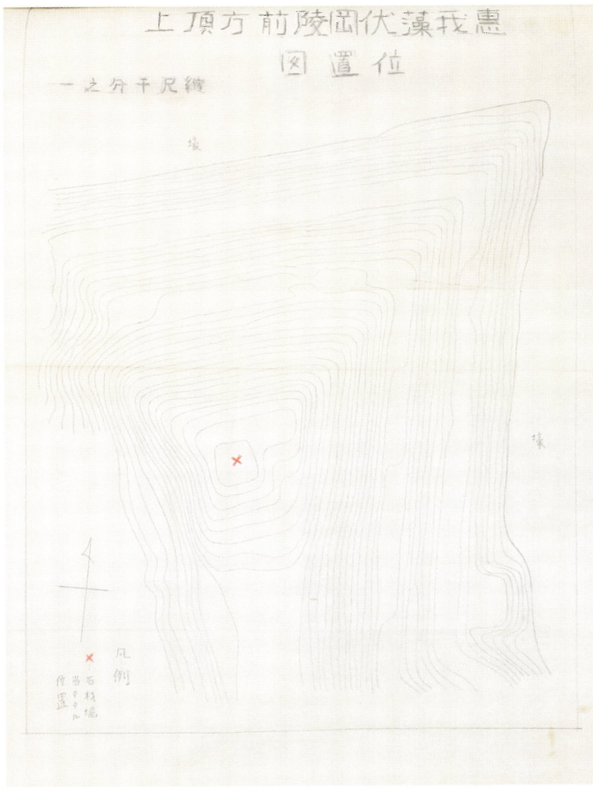
以下、この山口の人と学問について、簡単に触れておきたい。

1. 山口の略年譜（表1）

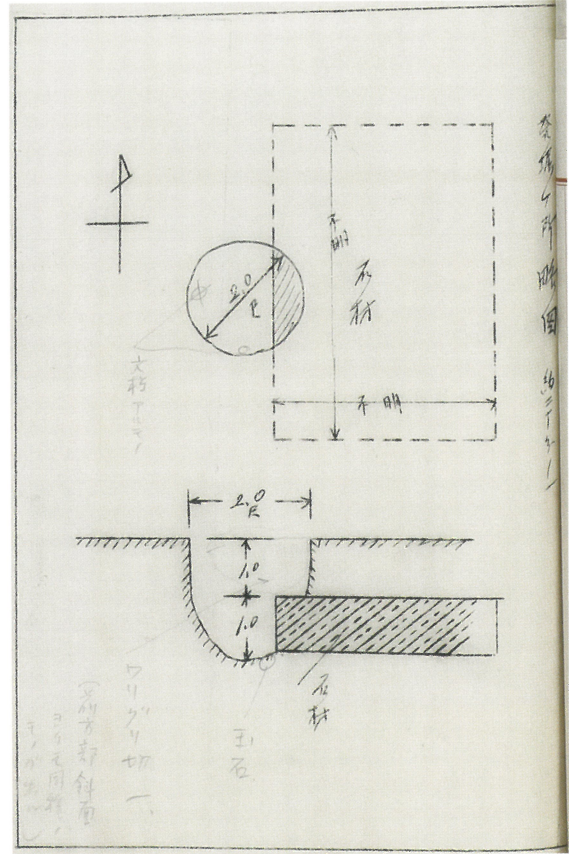
山口は、明治35年（1905）に東京で出生の後、成蹊小学校・同中学校（現在の東京都豊島区池袋所在、大正13年（1924）には同中学校ともども同都武蔵野市吉祥寺へ移転）、早稲田高等学院（同都練馬区）を卒業している。この間、父親が三井物産香港支局長であったこともあり、香港に在住したこともあった。その後、昭和2年に京都帝国大学の選科生として入学している。選科生には学士号は与えられていないため、卒業年は不明である。選科の修行年限も本科と同じく3年であり、同5年には卒業したと思われる⁽¹⁾。京都帝国大学では史学科に在籍しており、大正5年、同大学に新たに考古学講座を開設した濱田耕作に師事したものと考えられる⁽²⁾。その後、昭和6年には当時、陸軍中將であった四王天延孝の長女と結婚し、一男三女もうけている。同8年9月7日から同12年12月27日までは、宮内省諸諸陵寮考證課の事務嘱託として勤務し、前述の応神天皇陵の調査などに従事している。諸諸陵寮における考古学関係者としては、和田千吉（大正14～昭和4年、「陵墓調査に関する事務を嘱託」）に次いで、二番目の出身者としての採用である。

昭和2年12月18日に杉栄三郎諸諸陵頭に拠って決裁された「諸諸陵寮掛規程」には、（考證課）考證掛は、「一、陵墓ノ考證検討ニ関スル事項、二、古墳上申書類ノ處理ニ関スル事項」を職掌とし、（考證課）調査掛は、「一、陵墓考證ニ資スヘキ諸般ノ調査ニ関スル事項、二、寮史其記録ノ編纂ニ関スル事項、三、考證ニ要スル古器物及文書書類ノ保管ニ関スル事項」を担当するとある⁽³⁾。山口は担当業務の一環として、応神天皇陵の現地調査にも従事したものと考えられよう。

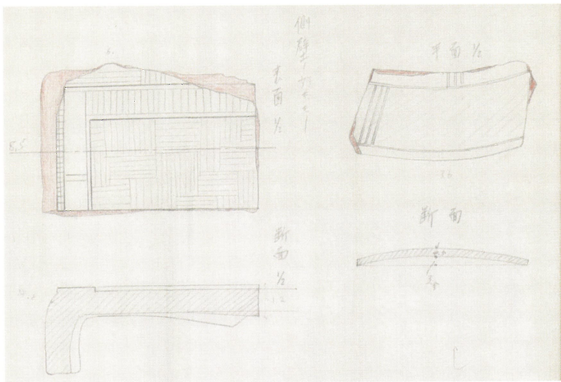
山口は宮内省退官の5ヶ月後に、「華北航業総公会」（中国）に勤務、青島（日本占領地）に赴任している。華北航業総公会は、『華北航業総覧』⁽⁴⁾に拠れば、中華民国27年（昭和13）2月に華北沿岸の航運（水上運輸）を始めとする産業、貿易等の諸調査を実施する機関、「船舶聯合局」として発足した。同29年に華北政務委員会によって中国社団法人として、華北航業総公会に改組されて以後、引き続き「北支航運界の指導



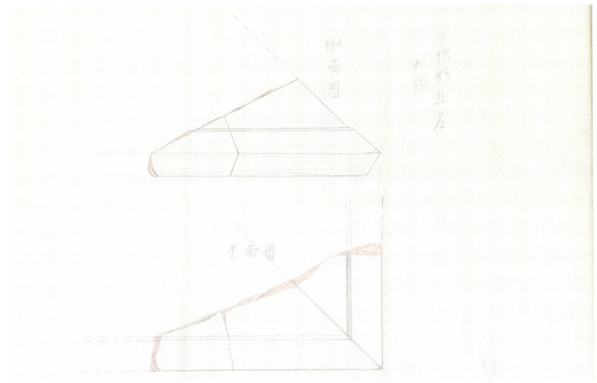
1 惠我藻伏岡陵前方頂上位置圖



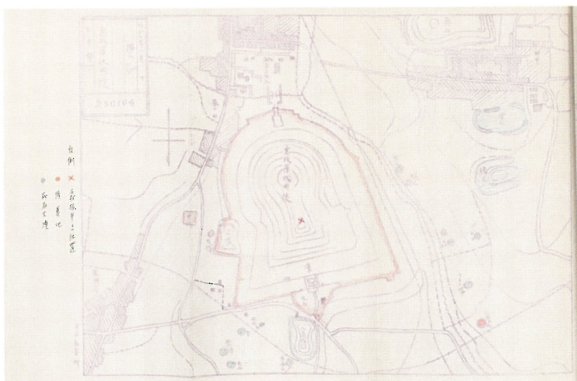
2 惠我藻伏岡陵発掘ヶ所略図



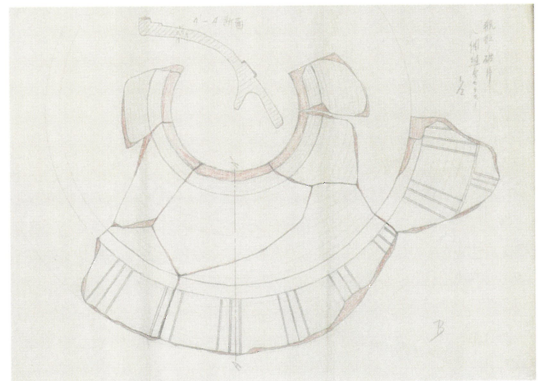
3 発掘ノ埴輪破片略図



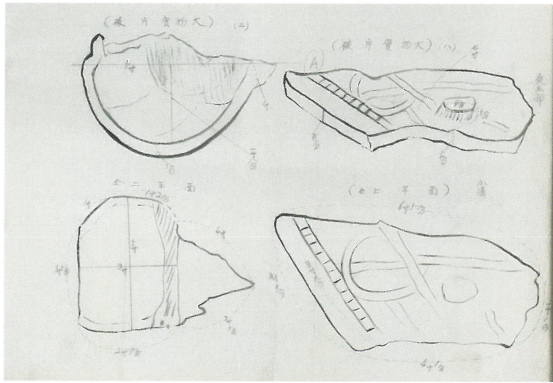
4 発掘ノ埴輪破片略図



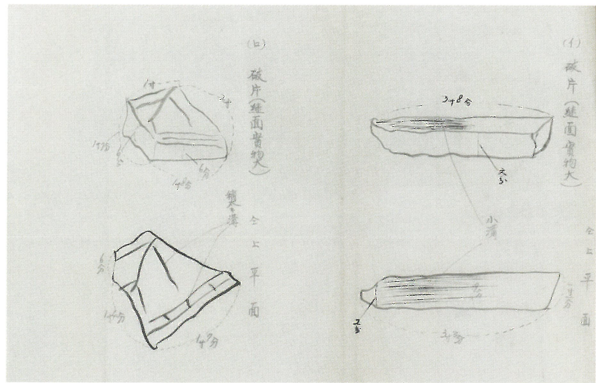
5 図面同陵附近一般図 (位置記入)



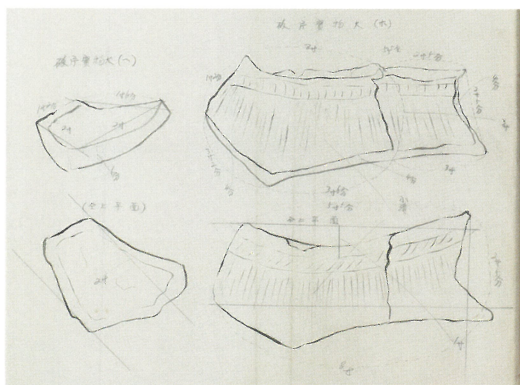
6 発掘ノ埴輪破片略図



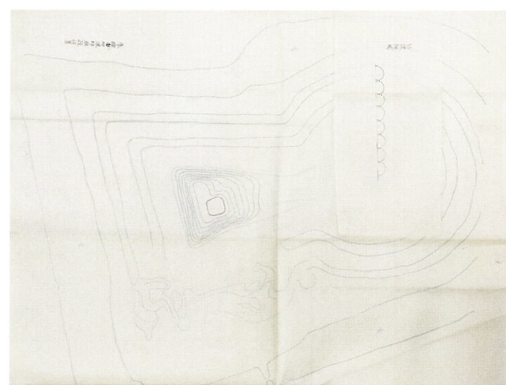
1 発掘ノ埴輪破片略図



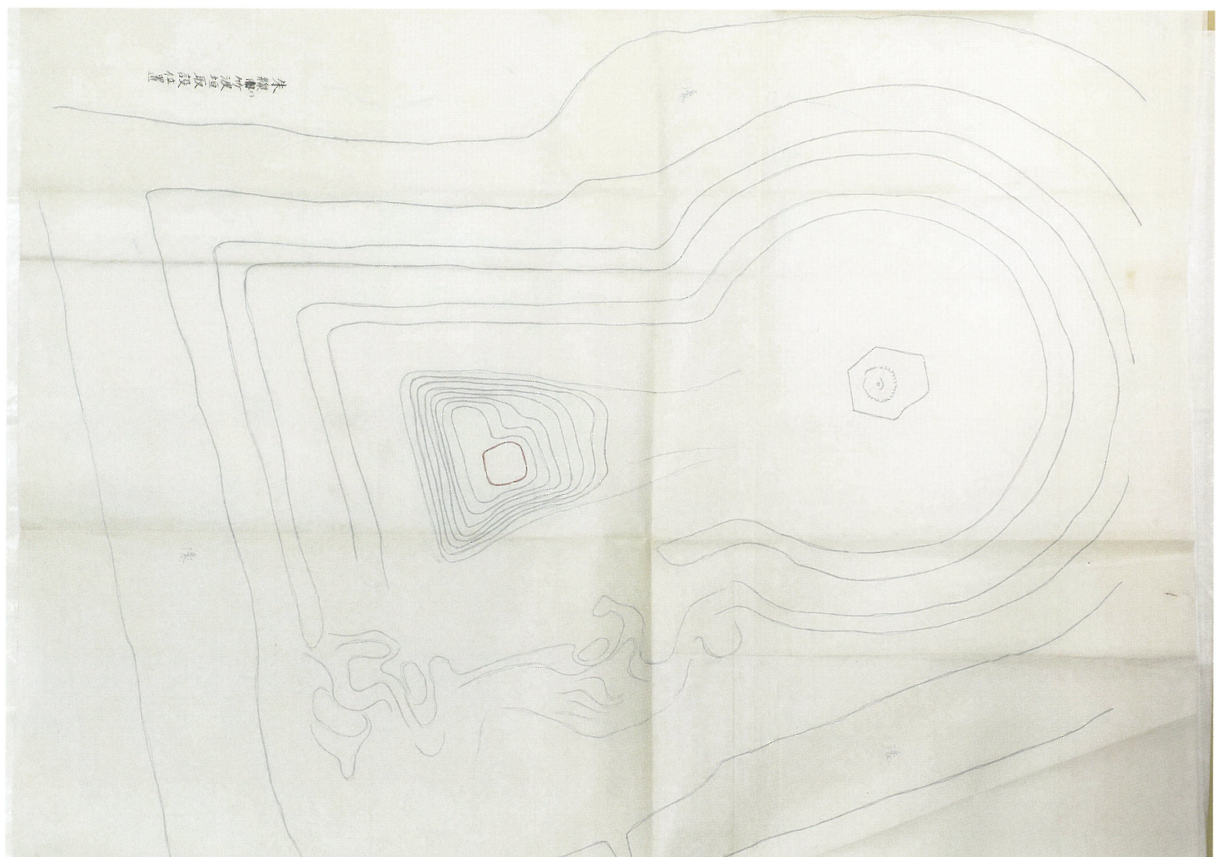
2 発掘ノ埴輪破片略図



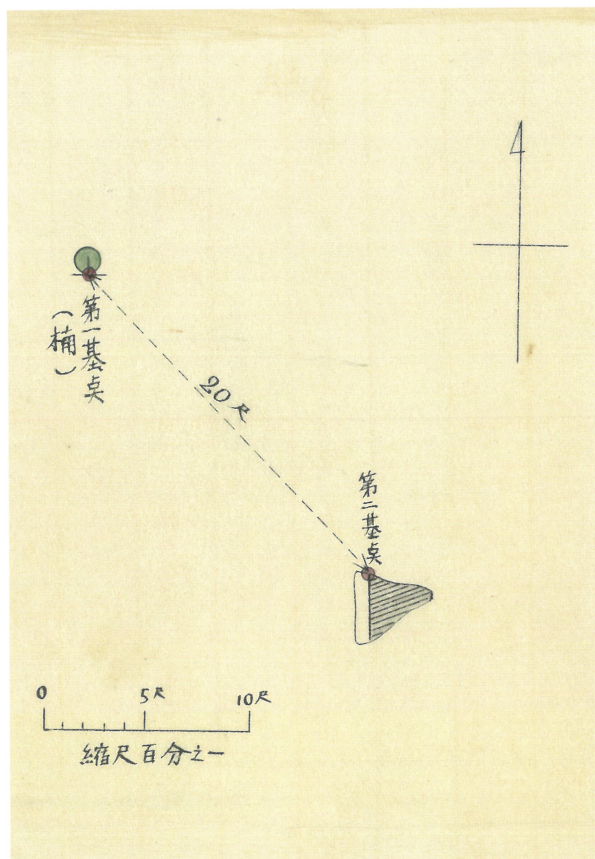
3 発掘ノ埴輪破片略図



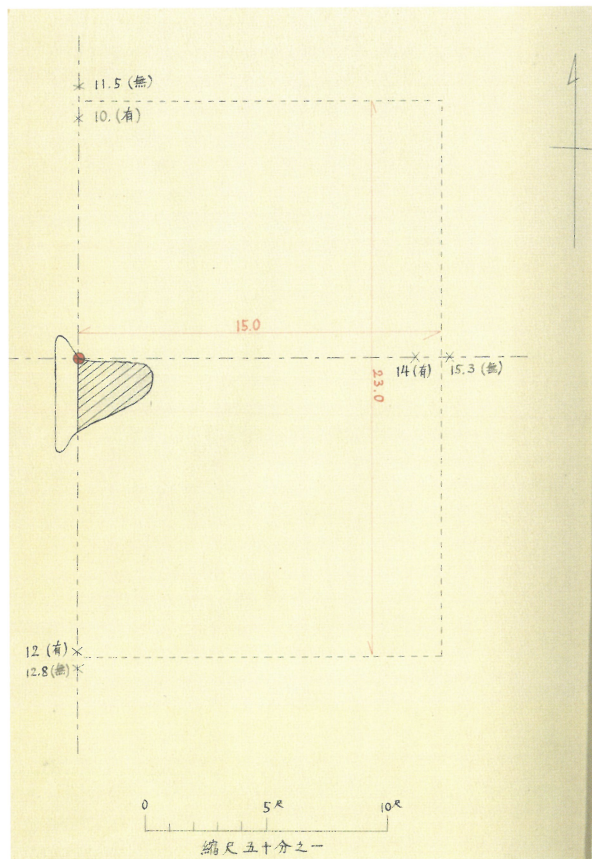
4 竹波垣取設位置



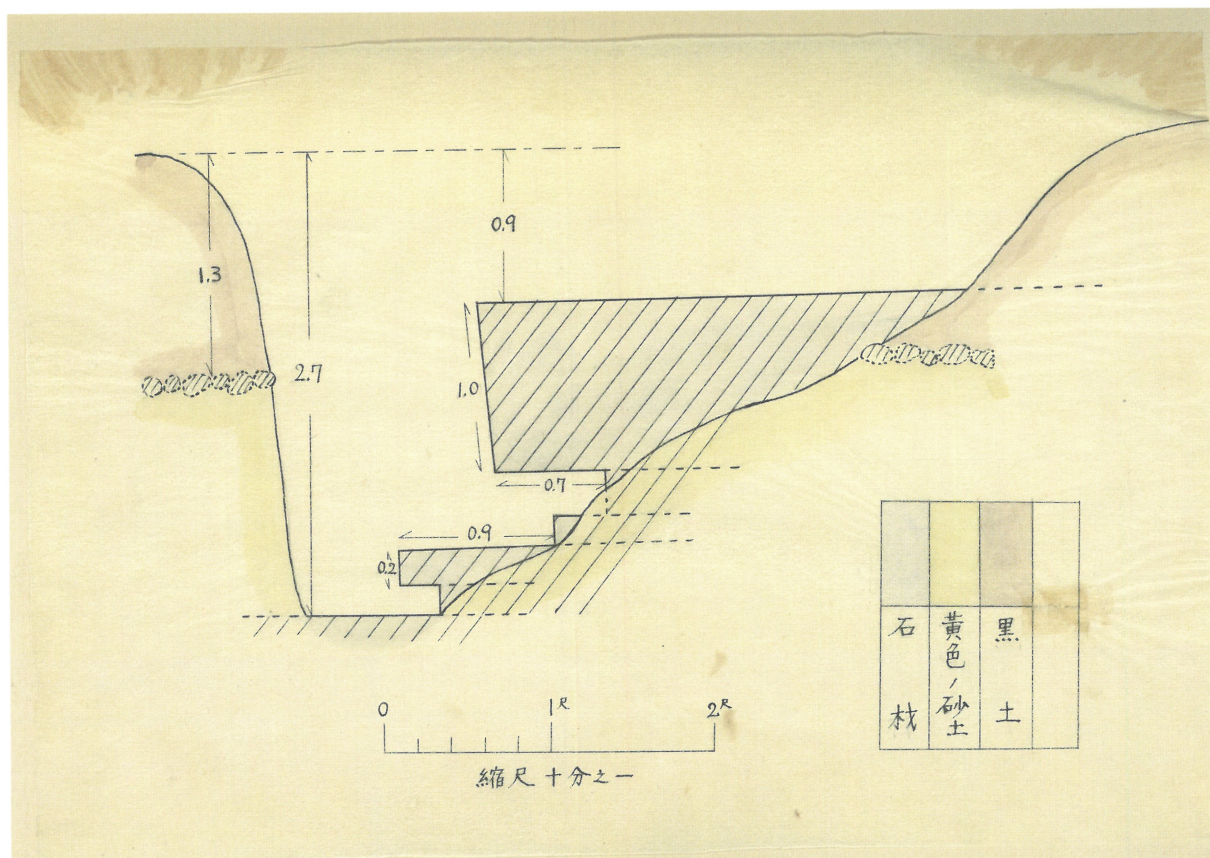
5 竹波垣取設位置 (付箋なし)



1 第一図 石材の位置



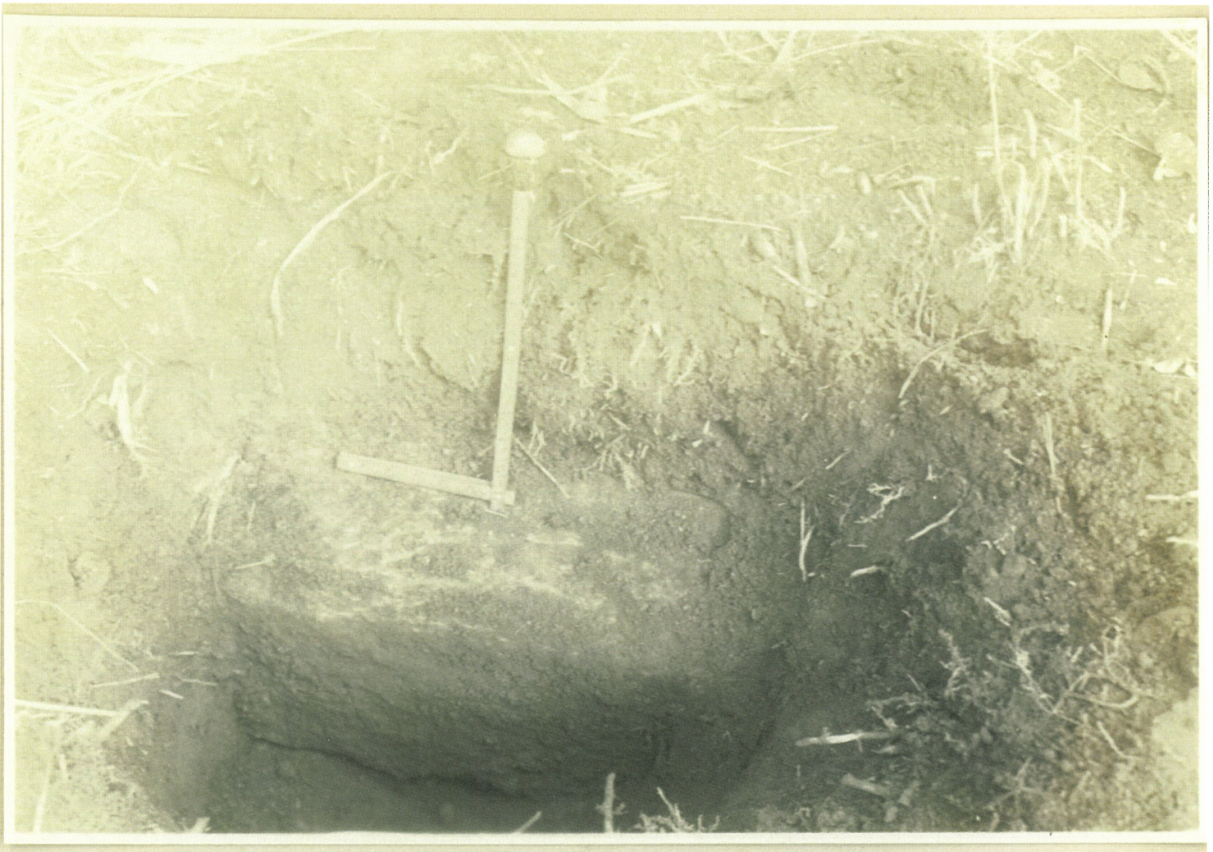
2 第三図 石材ノ土中ニ占位スル範圍



3 第二図 己ムヲ得ズ土砂ヲ除去セル範圍



1 寫眞第一 石材発見現場（板石ヲ置キタル処ガ発掘位置） 土砂除去前ノ撮影



2 寫眞第二上 石材所在状態（西ヨリ東ニ向ヒテ撮影）



1 寫眞第二下 石材所在状態（南ヨリ北ニ向ヒテ撮影）



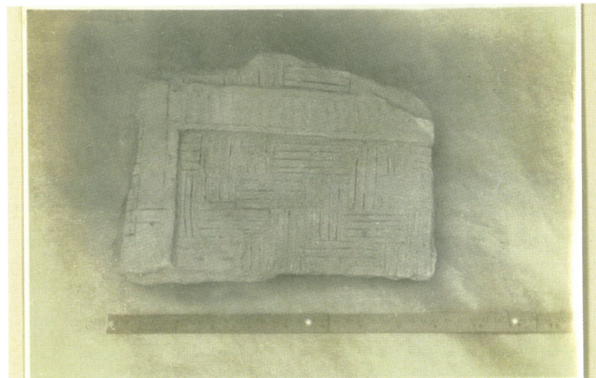
2 寫眞第三上 埴輪破片



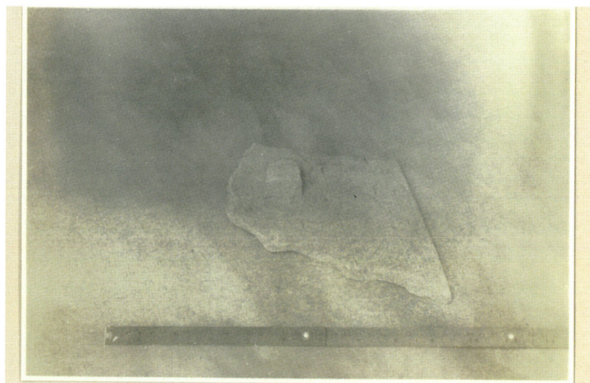
3 寫眞第三下 嘗テ発見セラレタル埴輪



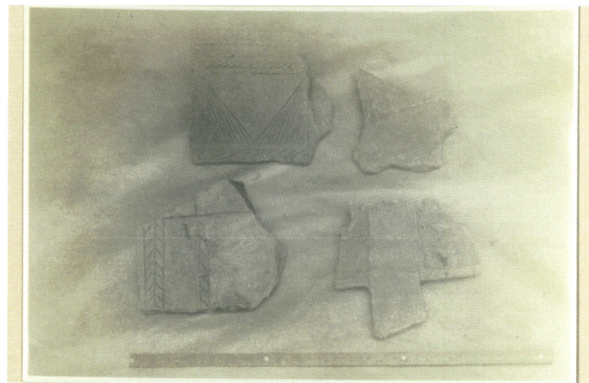
4 寫眞第四 埴輪破片



5 寫眞第五 埴輪破片



1 寫真第六 石材ノ西端ヨリ約一尺西方



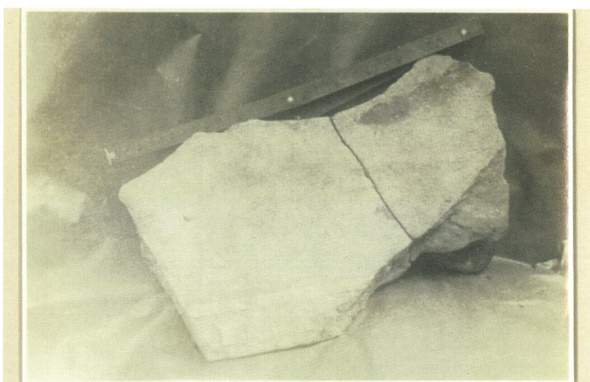
2 寫真第七上 前方部墳頂 出土位置不明確



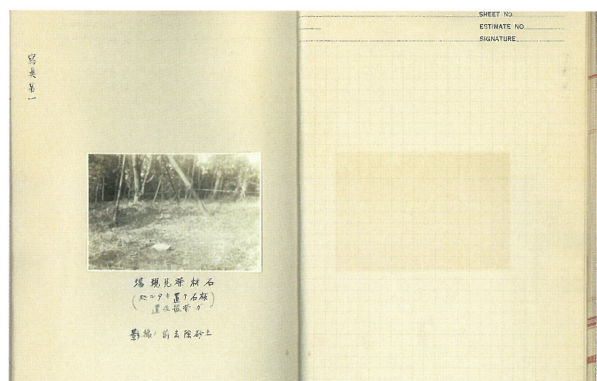
3 寫真第七下 前方部墳頂 出土位置不明確



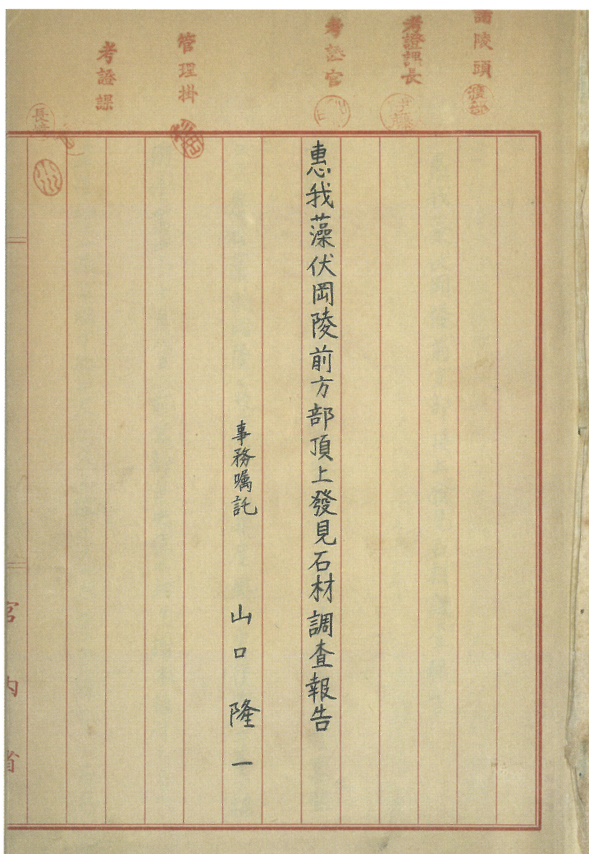
4 寫真第八上 後円部發見埴輪破片



5 寫真第八下 後円部發見埴輪破片



6 寫一 『惠我藻伏崗陵前方部頂上發見石材調查報告』



7 『惠我藻伏崗陵前方部頂上發見石材調查報告』表紙



1 山口報告で第一基点にされたと考えられるクスノキ



2 山口報告で第一基点にされたと考えられるクスノキ



3 前方部墳頂埋葬施設露出箇所（東から）



4 前方部墳頂埋葬施設露出箇所（南から）



5 前方部墳頂埋葬施設露出箇所（西から）



6 前方部墳頂埋葬施設露出箇所（北から）



7 前方部墳頂 土壇裾東側（北から）



1 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片（前方部 石材上部被覆土中より出土）（確度A）



1 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片（前方部墳頂より出土）（確度A）



13

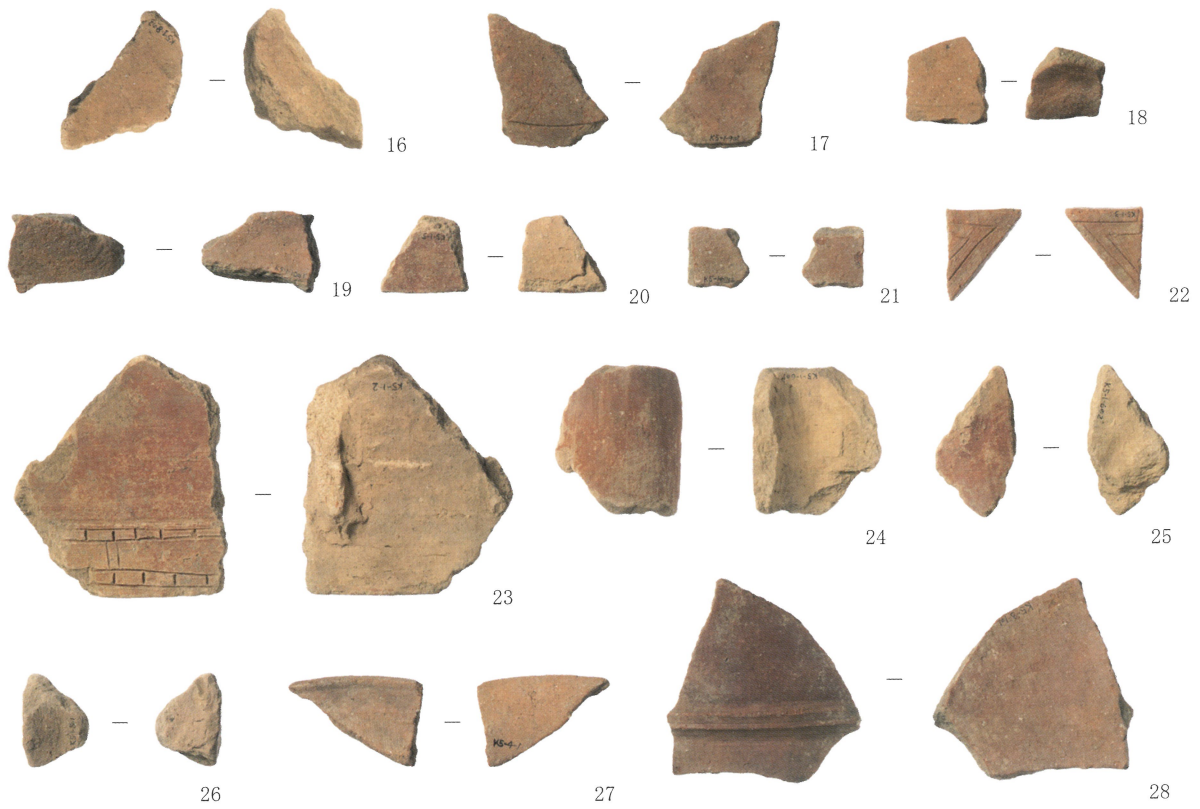
14

1 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片（後円部御所在西北方の一広葉樹根本から発見）（確度A）



15

1 『工事録』か山口報告に掲載される埴輪片（かつて惠我藻伏崗陵から発見された埴輪）（確度A）



2 目録や写真台帳で「応神天皇陵 前方部 出土」とされる埴輪（確度B）



1 目録や写真台帳で「応神天皇陵 前方部 出土」とされる埴輪（確度 B）



2 「古市陵墓監区事務所保管」コンテナ中にあり「前方部頂」の注記がある埴輪（確度 C）